

第3章 地震応急対策計画

- 第1節 災害応急活動体制
- 第2節 災害情報の収集・伝達
- 第3節 応援協力の要請・受入れ
- 第4節 災害救助法関連業務
- 第5節 避難対策
- 第5の2節 広域一時滞在対策
- 第6節 災害警備
- 第7節 救急・救助・消火活動
- 第8節 医療救護
- 第9節 二次災害の防止
- 第10節 緊急輸送対策
- 第11節 食料・飲料水・生活必需品の供給
- 第12節 農林業対策
- 第13節 保健衛生、遺体の埋火葬等
- 第14節 避難行動要支援者対策
- 第15節 廃棄物等の処理
- 第16節 文教対策等
- 第17節 住宅支援
- 第18節 ボランティアの受入れ
- 第19節 ライフライン等の応急対策
- 第20節 旅客・帰宅困難者対策
- 第21節 災害広報・相談等
- 第22節 義援金等の募集・受入れ
- 第23節 南海トラフ地震に関する情報発表時の対応

本章は、震災時に鹿沼市域で必要となる様々な災害対策について、市や防災関係機関等の役割分担、実施方針等を定めるものである。

市及び防災関係機関は、この計画を災害時に円滑に運用するためのマニュアル作成、演習及び本計画とマニュアルの検証・修正を定期的に行うよう努める。

第1節 災害応急活動体制

《指 針》

大きな地震が発生した場合は、職員自身の被災、道路やライフラインの途絶等により、災害対策組織の確立や指示の伝達等が遅れるおそれがある。

職員は、勤務時間外にも速やかに参集して、災害対策活動に着手するとともに、本部長等が不在の場合には、代理者が早急に職務を代行し、市や防災機関が有する災害対策能力を最大限発揮する必要がある。

第1 市の非常配備

実施担当	各部
資料編	(資料)-13 震度階級解説関連表 (様式)-2 配備要員名簿、(様式)-3 参集者名簿、(様式)-4 配備報告書

1 市の配備基準

市は、地震の状況に応じて、次の非常配備をとる。

区分	配備基準	配備体制	本部
注意 配備	① 県内で震度4を観測したとき ② 南海トラフ地震に関する情報（臨時）が発表されたとき	災害に注意する体制で、危機管理課から必要な職員を配備する。	
警戒 配備	① 市域で震度4を観測したとき（即報は市内震度4若しくは県に指示があった場合） ② その他市長が必要と認めたとき	災害に備える体制で、各部幹事課等から必要な職員を配備する。	—
第1 配備	① 市域で震度5弱を観測したとき【自動配備】 ② 気象庁が「震度5弱以上と考えられるが、現在震度を入手していない市町村」として「鹿沼市」を発表したとき【自動配備】 ③ その他市長が必要と認めたとき	小規模の災害に対応する体制で、第1配備職員を配備する。 避難所（地区連絡所）運営職員は、指定された場所に参集する。	災害 警戒 本部
第2 配備	① 市域で震度5強を観測したとき【自動配備】 ② その他市長が必要と認めたとき	中規模の災害に対応する体制で、第2配備職員を配備する。	災害 対策 本部
第3 配備	① 市域で震度6弱以上を観測したとき【自動配備】 ② その他市長が必要と認めたとき	大規模な災害に対応する体制で、第3配備職員（全職員）を配備する。	

2 市職員の動員

(1) 職員の動員

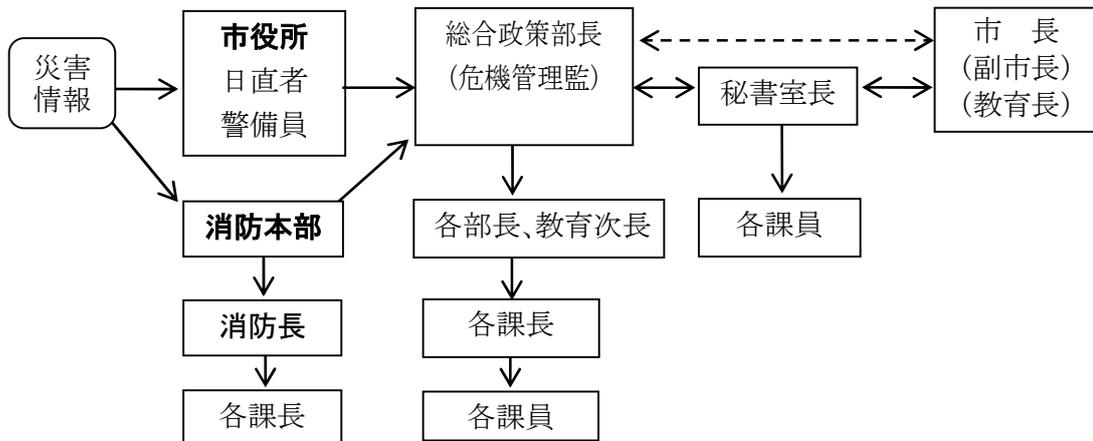
ア 勤務時間内の職員の動員の手続きは、庁内放送等を通じて人事課長（職員班長）が行う。

イ 勤務時間外は、原則的に震度情報による職員の自動参集とする。

なお、震度の発表がない場合でも、体感や状況を「気象庁震度階級解説関連表」に照らして、震度5弱以上と推定した場合は、その震度に相当する配備態勢を自らとる。

第3章 地震応急対策計画

また、震度情報によらずに市長が判断した場合は、勤務時間外及び休日における連絡系統（次図参照）により、電話等で招集の連絡を行う。



勤務時間外及び休日における連絡系統図

(2) 動員区分及び動員人員

動員の区分は、次のとおりである。

ア 所属動員

通常の勤務場所に参集する。

イ 直行動員

事前に次の指名を受けた職員は、震度5弱以上（第一配備以上）の場合、通常の勤務場所に関わらずあらかじめ指定された場所に参集する。

(ア) 「避難所運営職員」にあらかじめ指名する職員

(イ) 「地区連絡所運営職員」にあらかじめ指名する職員

(ウ) ICT部門の業務継続計画に基づき、「システム復旧班」にあらかじめ指名する職員

(エ) その他、勤務場所と異なる参集場所を所属長があらかじめ指名する職員

(3) 参集の報告

各部課は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、所属部長を通じて、人事課長（職員班長）に報告する。

人事課長（職員班長）は、全体の状況を取りまとめ、行政経営部長を通じて、市長（本部長）に報告する。報告の時期については、本部長が特に指示した場合を除き、災害発生日は1時間ごととする。

(4) 職員の服務

すべての職員は、次の事項を遵守する。

ア 配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。

イ 勤務場所を離れる場合には、所属長等と連絡をとり常に所在を明確にしておく。

ウ 不急の行事、会議、出張等を中止する。

エ 正規の勤務時間が終了しても所属長等の指示があるまで退庁せず待機する。

オ 災害現場に出動した場合は、市の腕章及び名札を着用し、また自動車には標旗及び標章を使用する。

カ 自らの言動によって市民に不安や誤解を与えないよう発言には細心の注意を払う。

(5) 参集時の留意事項

ア 災害の状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの市施設に参集し各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。

また、病気その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合は、なんらかの手段を持ってその旨を所属の長もしくは最寄りの施設の責任者へ連絡する。

イ 災害のため、緊急に参集する際は、作業服又は作業に適する服装を着用し、携帯品は、特に指示があった場合を除き、身分証明書、食料3食分、飲料水、ラジオ、懐中電灯とする。

ウ 参集途上においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後ただちに参集場所の責任者に報告する。

(6) 職員の配置

各部長等は、事務分掌に基づき、職員の参集状況に応じて、次の点に留意して部組織の編成及び職員の配置を行う。

ア 所属先以外の施設に参集した職員の活動

イ 職員の交替時期・方法

ウ 高次の配備態勢に移行できる体制の準備

なお、部長が不在の場合は、参集職員の中で上位の者が代行し、部長が参集したときに直ちにそれまでにとった措置を報告して職務を引き継ぐ。

各部長等は、災害の状況により配備態勢以上の職員が必要と認める場合は、行政経営部長を通じて他の部の職員の派遣協力を求める。行政経営部長は、各部からの職員の派遣協力要請に対し、職員の参集状況を勘案し、各部長等と協議の上、職員の派遣協力体制を調整する。

(7) 職員の安全確保

各部長等は、職員が応急対策活動に従事するにあたって、二次災害を防止するための安全対策の措置を徹底する。

ア 従事する職員には、対策活動に危険度に対応した装備をさせること。

イ 他の部の職員を活動に従事させる場合、作業内容及び装備に配慮すること。

第2 市本部の設置・運営

実施担当	各部
資料編	(資料)-11 鹿沼市災害対策本部条例 (資料)-12 鹿沼市災害対策本部の腕章・標旗 (様式)-1 発信票

1 市本部の設置・解散基準

(1) 設置基準（第1節・第1・1参照）

ア 災害警戒本部

(ア) 市域で震度5弱を観測したとき（自動設置）

(イ) 気象庁が「震度5弱以上と考えられるが、現在震度を入手していない市町村」として「鹿沼市」を発表したとき（自動設置）

(ウ) 市長が必要と認めたとき

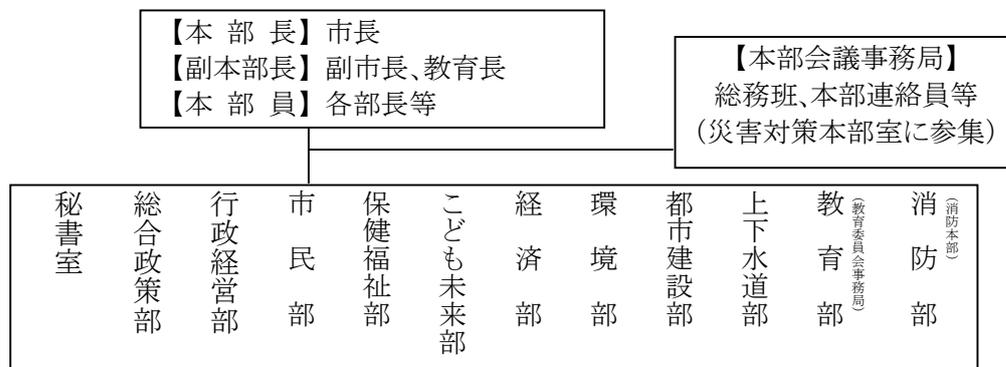
イ 災害対策本部

第3章 地震応急対策計画

- (ア) 市域で震度5強以上を観測したとき（自動設置）
(イ) 市長が必要と認めたとき
- (2) 解散基準
本部の解散基準は、次のとおりとする。
- ア 災害警戒本部
(ア) 災害対策本部を設置したとき
(イ) 災害の危険性又は災害応急対策が概ね完了したと市長（本部長）が認めたとき
- イ 災害対策本部
災害の危険性が解消し又は災害応急対策が概ね完了したと市長（本部長）が認めたとき
- (3) 本部設置・解散の決定等
ア 設置、解散の判断は市長が行う。ただし、自動設置の基準に該当する場合は、市長が判断したものとする。
イ 部長等が本部を設置する必要があると認めたときは、総合政策部長を通じ市長に要請する。
ウ 市長不在の場合は、①副市長、②教育長、③総合政策部長の順に、判断を代行する。
- (4) 設置・解散の連絡
本部を設置又は解散した場合、総合政策部長は、各部長等、県知事、鹿沼市防災会議の委員、報道機関、その他関係機関に連絡するとともに、市民に周知する。
関係機関に本部設置を通知する際は、必要に応じて本部連絡員の派遣を要請する。

2 市本部の組織・運営

- (1) 本部設置施設
本部は、原則として市役所本庁舎内災害対策本部室に設置する。
ただし、施設が被災し本部の機能を確保できない場合は、①消防本部、②その他公共施設の順位に代替施設を確保する。
- (2) 組織、業務分掌
鹿沼市災害対策本部条例に基づく、本部長、副本部長、本部員、部は次のように定める。
本部長の職務代理者は、副市長の職にある者とする。



また、各部の班構成と業務分掌は次の通りとする。

部の班構成と業務分掌

部	班	担当課	初動	応急	復旧	所掌業務
秘書室	広報班	秘書室 いちご市営業戦略課	●	●	●	○本部長の秘書に関すること ○広報活動、報道機関との連絡調整に関すること
				●	●	○災害視察等の対応に関すること
総合政策部	総務班	危機管理課 総合政策課 地域課題対策課 デジタル政策課 議会事務局 選挙管理委員会 監査委員事務局	●	●	●	○地震・気象状況の監視、警報等の伝達に関すること ○災害対策本部の開設・運営、本部指令の伝達、災害対策の総合調整に関すること ○県等への応援要請に関すること ○避難指示等の発令に関すること ○市議会との連絡調整に関すること ○通報等の受信、各部・地区連絡所からの情報収集・集約、災害状況の記録に関すること
					●	○災害復興計画の策定に関すること
			●	●	●	○業務システム及び情報インフラの維持管理及び復旧に関すること
	財務班	財政課	●	●	●	○災害救助法関係事務の総括に関すること ○災害対策関係予算等に関すること ○被災者生活再建支援金の支給に関すること
行政経営部	情報班	行政経営課 契約検査課	●	●	●	○通報等の受信、各部・地区連絡所からの情報収集・集約、災害状況の記録に関すること ○車両と燃料の確保・管理、緊急通行車両の届出に関すること
	職員班	人事課	●	●	●	○職員の動員及び服務、給食に関すること ○他自治体等の応援職員の受け入れに関すること
	調査班	税務課 納税課		●	●	○被害家屋認定調査、り災証明に関すること ○被害状況調査に関すること
	会計班	会計課	●	●	●	○義援金配分金の受入・配分に関すること ○地方自治法第170条第2項第1号の規定に基づく義援金配分金の出納及び保管に関すること
市民部	生活班	生活課 協働のまちづくり課 人権・男女共同参画課	●	●	●	○避難所運営の相互調整と支援に関すること ○NPOとの連携に関すること
			●	●	●	○外国人支援に関すること ○災害相談窓口の運営に関すること
	市民班	市民課	●	●	●	○行方不明者・遺体に関すること ○安否情報対応に関すること ○生活班及び地区班の支援に関すること
	地区班	各コミュニティセンター (指定職員含む)	●	●		○地区内の被害状況調査に関すること
●			●	●	○地区連絡所の開設、運営に関すること ○コミュニティセンター避難所（福祉避難所）の開設、運営に関すること	
保健福祉部	衛生 救護班	健康課 保険年金課	●	●	●	○医療救護に関すること ○防疫に関すること
	要配慮 者支援 班	厚生課 障がい福祉課 高齢福祉課 介護保険課	●	●	●	○要配慮者支援に関すること
				●	●	○災害ボランティアセンターの運営支援に関すること ○災害見舞金及び弔慰金等の支給に関すること

第3章 地震応急対策計画

部	班	担当課	初動	応急	復旧	所掌業務
こども未来部	学校班	子育て支援課 保育課 こども・家庭サポートセンター	●	●	●	○学校避難所等の開設、管理に関すること ○応急保育に関すること ○保育施設（調理室含む）の被害調査、応急・復旧対策に関すること
	経済部	商工班	産業振興課 観光交流課 前日光つつじの湯 交流館 産業誘致推進室	●	●	●
農林班			農政課 林政課 農業委員会事務局 堆肥化センター 花木センター 農業公社	●	●	●
環境部	清掃班	環境課 廃棄物対策課	●	●	●	○災害廃棄物の収集・処理、ごみ処理施設の被害調査・応急復旧に関すること ○し尿の収集・処理、し尿処理施設の被害調査・応急復旧に関すること
都市建設部	土木班	都市計画課 整備課 維持課 建築課 建築指導課	●	●	●	○土砂災害警戒区域の警戒に関すること
			●	●	●	○建築物及び宅地の応急危険度判定に関すること
			●	●	●	○被災家屋の修理支援・障害物除去に関すること
			●	●	●	○仮設住宅等の確保・管理に関すること
			●	●	●	○市営住宅の被害調査・応急復旧対策に関すること
			●	●	●	○水防活動・救出活動の協力に関すること
			●	●	●	○道路パトロール・交通規制・緊急輸送路の確保に関すること ○道路・河川・公園等の被害調査、応急・復旧対策に関すること
教育部 (教育委員会事務局)	学校班	教育総務課 学校教育課 総合教育研究所 小中学校 (指定職員含む) 生涯学習課	●	●	●	○学校避難所等（福祉避難所）の開設、管理に関すること ○学校施設（給食施設を含む）の被害調査、応急・復旧対策に関すること ○応急教育、被災児童・生徒の調査及び学用品の調達に関すること
	社会班	文化課 自然体験交流センター スポーツ振興課 学校給食共同調理場 図書館 歴史民俗資料館 川上澄生美術館	●	●	●	○避難所、臨時ヘリポートの開設・管理の協力に関すること ○物資集配拠点の開設・管理、救援物資の受付・仕分け等に関すること ○文化財等の被害調査・応急対策に関すること
上下水道部	上水班	企業経営課 水道課	●	●	●	○応急給水に関すること ○水道施設の被害調査・応急・復旧対策に関すること

部	班	担当課	初動	応急	復旧	所掌業務
	下水道班	下水道課 企業経営課	●	●	●	○下水道の被害調査・応急復旧対策に関すること
消防部	—	消防本部・署	●	●	●	○救急・救助活動、水防活動、消防活動、危険物対策、 火災調査、鹿沼市防災情報メールの運用に関すること ○臨時ヘリポートの開設・管理に関すること

(注) 担当課欄の最上列に記載の課の課長を班長とする

部	班	担当課	初動	応急	復旧	所掌業務
			●	●	●	○所掌事務に必要な情報の収集、災害記録に関すること ○所掌事務に必要な資機材の調達に関すること ○所掌事務に係る機関・団体との連絡調整及び応援に関すること ○所管施設の保全及び利用者の安全確保に関すること ○所管施設の被害調査、応急・復旧対策に関すること ○所掌事務に係る専門ボランティアとの調整に関すること ○指定された避難所等の開設・管理に関すること

初動：災害の拡大を防止し、被災者を救出する時期で、地震発生後72時間程度。

応急：被災者の救援、避難所生活解消の準備をする時期で、初動後1週間～1ヶ月程度。

復旧：生活等を再建する時期で、応急後1ヶ月～1年程度

(3) 本部会議

本部長は、災害対策の方針、重要事項等を協議する本部会議を随時開催し、副本部長、本部員を招集する。なお、本部員に事故ある場合は、当該部の次席責任者が代理する。

本部会議の議長は本部長がつとめ、事務局は総務班及び各部の本部連絡員がつとめる。

(4) 地区連絡所

地区における情報収集活動及び広報活動、各種書類の交付を行うために、必要に応じてコミュニティセンターに地区連絡所を開設する。

(5) 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害現場近くで総合的な応急対策を指揮する必要がある場合、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置し、副本部長もしくは本部員の中から現地災害対策本部の本部長と本部員を指名する。

現地本部長は、緊急を要する場合、市長に代わって次の行為をすることができる。この場合において、現地本部長は、その旨を速やかに市長に報告する。

ア 高齢者等避難の発表

イ 避難指示の発令（災害対策基本法第60条、市長の権限）

ウ 避難指示（水防法第29条、水防管理者の権限）

エ 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、市長の権限）

オ 通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限）

カ 関係機関等への応援要請（本部と連絡ができない場合）

(6) 本部の標識等

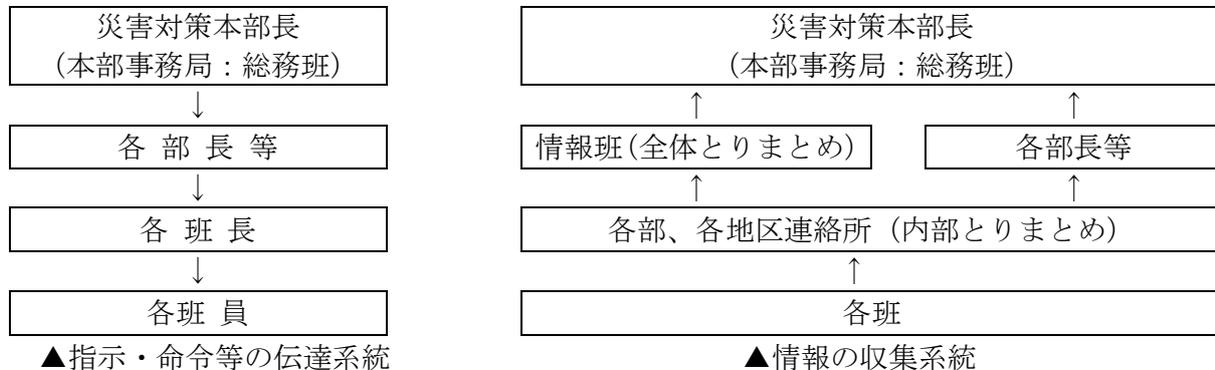
災害対策に従事する職員は、所定の腕章を着用するものとする。

なお、危機管理課長（総務班長）は、速やかに施設の正面玄関及びその他の適切な場所に「鹿沼市災害対策本部」の標識板を掲げ、あわせて本部員室、本部会議事務局、地区連絡所、避難所、救護所、総合相談窓口等の設置場所を明示する。

第3章 地震応急対策計画

(7) 情報連絡体制

情報の収集、指示・命令等の伝達は次の系統で行い、緊急の場合を除いて所定の様式をもって連絡する。



(8) 活動拠点の配置

本部長は、災害対策の活動拠点を指定する。拠点の配置計画は次の通りとする。

活動拠点の区分	予定施設名
災害対策本部	市役所（代替：消防本部）
地区連絡所	コミュニティセンター
災害相談窓口	市役所（及びコミュニティセンター）
自衛隊活動拠点	鹿沼運動公園、台の原公園、栗野総合運動公園、フォレストビレッジ
応援職員活動拠点	鹿沼総合体育館、市役所
物資集配拠点	協定物流施設、鹿沼総合体育館
遺体安置所	御殿山公園武道館
ボランティアセンター	総合福祉センター
拠点救護所	コミュニティセンター14箇所
指定緊急避難場所	洪水、土砂災害、地震、大規模火災、内水氾濫ごとに一時的に避難し身の安全を図る場所で、各コミュニティセンター、小・中学校、県立高校、緑地、公園等65箇所
指定避難所	避難者が一定期間生活する場所で、各コミュニティセンター、小・中学校、県立高校等47箇所
福祉避難所	コミュニティセンター及び情報センター、デイサービスセンター等の社会福祉施設
災害用臨時ヘリポート	鹿沼運動公園陸上競技場、台の原公園、栗野総合運動公園 自然の森総合公園野球場、御殿山公園野球場等

(9) 国・県の現地対策本部との連携

国や県の現地災害対策本部が市内もしくは近隣に設置された場合、それらの本部と連携を図り、総合的な災害応急対策を効果的に実施する。

第2節 災害情報の収集・伝達

《指 針》

災害の拡大防止、人命救助等を効果的に行うには、市内各地の被害の有無についての情報を素早く収集して、集まった情報をもとに災害の全体像や今後の状況を予測して、先手を打つ必要がある。また、判断基準となる情報を覚知したときは、関係者や住民に速やかに情報を伝達し、災害対策を促進する必要がある。

このため、利用可能なあらゆる手段をもって、早く確実に、信頼性のある災害情報を収集・伝達・共有する。

第1 情報収集・伝達手段の確保

実施担当	広報班、総務班、消防本部、上下水道部、防災関係機関
資料編	(資料)-14 非常通信設備等の状況

1 通信機能の確保

市及び防災関係機関は、所管の通信、同報設備の機能を維持し、関係者間の通信及び住民等への同報手段を確保する。

また、通信機器ごとに専従者を配置し、通信記録をとる。

市の主な通信手段

	主な手段	主な通信区間
通信系	一般加入電話・ファックス	本部、防災関係機関等～市民
	災害時優先電話	本部～地区連絡所～市出先施設～防災関係機関～県～他市町等
	県防災行政ネットワーク	本部～防災関係機関～県～他市町等
	市公用携帯電話、水道無線	本部、水道事務所～現場職員等
	消防無線	消防本部～消防署～現場職員～他の消防機関等
	伝令	本部～地区連絡所等
放送系	広報車の巡回	本部、防災関係機関→住民等

2 代替通信手段の確保

市及び防災関係機関は、所管する通信・放送設備の被災、機能低下等により、災害対策に著しい支障が生じる場合は、次の代替手段を確保する。

(1) 非常通信の利用等

- ア 関東地方非常通信協議会の加入機関は、無線通信の相互利用に協力する。
- イ 市内のアマチュア無線関係者やMC A無線事業者に通信の協力を要請する。

(2) 放送局への要請

市（総務班）は、通知、要請、伝達、警告等のため（災害対策基本法第57条）、日本放送協会、栃木放送、エフエム栃木、とちぎテレビ等に緊急放送を要請する場合は、県と協議する。

第3章 地震応急対策計画

第2 地震情報の収集・伝達

実施担当	総務班、消防本部
------	----------

市は、市内の震度計の計測値を、直接または震度情報ネットワーク、テレビ、ラジオ、インターネット等で速やかに確認し、関係者に伝達する。

気象庁発表の地震情報の種類

種類	内容
震度速報	地震発生から約1分半後、震度3以上の地域名(※1)と地震の発生時刻を発表
震源に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表
震源・震度に関する情報	地震の発生場所やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
長周期地震動に関する観測情報	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点(※2)のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震の回数の発表や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表
推計震度分布図	震度5弱以上を観測した場合、観測した各地の震度データを基に、1キロメートル四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。

※1 鹿沼市は「栃木県南部」である。

※2 気象庁発表の市内の観測所は「鹿沼市今宮町」、「鹿沼市晃望台」、「鹿沼市口栗野」がある。

○地震動の特別警報、警報及び予報の区分及び名称について

区分	情報発表の名称	内容
地震動特別警報	「緊急地震速報(警報)」又は「緊急地震速報」	最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。
地震動警報		このうち、震度6弱以上の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。
地震動予報	「緊急地震速報(予報)」	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想されたときに発表するもの。

注) 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れが到達に間に合わない場合がある。

第3 被害情報の収集、調査

実施担当	各部、防災関係機関
資料編	(資料)-15 被害認定基準 (様式)-5 り災証明書、(様式)-7 り災証明書交付申請書

1 地震直後の被害情報の収集

全庁的に市内の被害状況等を共有し、迅速な災害対応にあたるため、各部の被害情報等の報告は、災害情報共有システムに入力し報告する。

(1) 被害状況の把握

市（各部）及び防災関係機関は、所管する施設や地域に関して、被害の有無・規模及び対策実施上必要な事項を直ちに情報収集し、市本部（情報班）に報告する。情報班は、正確な被災者情報等を集約するため、被災者の住民基本台帳との照合等の必要な措置をとるための全庁的な総合調整を総務班に依頼する。また、職員が参集途上等において次の状況を確認した場合、緊急の対策を要する情報（死者・重症者の発生、河川の決壊や地すべり等の前兆等）は直ちに、その他の情報は随時、市本部に報告する。

＜地震直後に把握すべき主な事項＞

- ア 火災（出火地点、延焼方向・範囲）
- イ 建物の被害（倒壊、全壊等の発生箇所）
- ウ 人的被害（死者、重症者、行方不明者、生き埋め者等の発生地区）
- エ 避難状況、孤立地区の発生状況
- オ 土砂災害（斜面の異常、土石流、がけ崩れ、地すべり等の発生箇所）
- カ 河川災害（堤防、護岸等の損壊箇所）
- キ 道路の被害・機能障害（橋梁・トンネル・盛土等の被害、倒壊・落下物・がけ崩れ等による道路閉塞、渋滞等の発生箇所）
- ク ライプラインの被害・機能障害（ガス漏れ、水道管の破裂箇所等）
- ケ 公共交通機関の運行状況、帰宅困難者の発生状況
- コ 重要施設（庁舎、コミュニティセンター、消防署、学校、病院等）、危険物施設等の被害
- サ その他重大な被害

(2) 現地確認

震度5弱以上の地震が発生した場合等は、市（各部）及び防災関係機関は、担当地域や所管施設等の状況を点検・巡視する。

点検・巡視結果に異常があるときは、速やかに市本部（情報班）に報告する。なお、重要情報（死者・重症者の発生、河川の決壊や土石流、地すべり等の前兆、避難指示、警戒区域の設定、交通規制、孤立地区の発生等）は、カメラ付携帯電話等を活用して映像等での報告に努める。市（調査班、地区班）は、未確認の重要情報がある場合は、職員を派遣し、速やかに状況を確認するとともに、被害が広範囲に渡る場合は全庁的な総合調整を総務班に依頼する。

孤立地区の状況把握等、地上での確認が困難な場合は、ヘリコプター等による空中偵察を県に要請する（⇒第3節・第2・1・(1)の「ウ ヘリコプターの運航要請」参照）。

2 異常事象発見時における措置

(1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市長又は警察官

第3章 地震応急対策計画

に通報する。

(2) 通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報する。

(3) 通報を受けた市長は、直ちに宇都宮地方気象台、県、その他の機関に通報する。

3 被害調査

(1) 所管施設等の調査

災害の危険が解消した段階で、市（各部）及び防災関係機関は、所管施設等の被害調査を行い、調査結果を市本部（情報班）に報告する。

(2) 被害家屋認定調査

調査班は、被害家屋認定調査の実施体制を早期に確立し、り災台帳の作成及びり災証明書の発行等を行う。また、県に家屋被害認定士等の派遣を要請するとともに、調査要員が不足する場合は建築士等の協力を要請するとともに、被害が広範囲に渡る場合は全庁的な総合調整を総務班に依頼する。

なお、自治会等は被害家屋認定調査に協力し、地区内の被害状況や地理を説明する。

ア 調査の準備

調査班は被害状況の速報を基に、次の準備を行う。

(ア) 税務課及び納税課職員を中心とした調査班を編成する。

なお、市職員のみでは対応できないと判断した場合は、近隣市町及び民間団体への協力を市本部（職員班）に依頼する。

(イ) 調査担当地区と担当調査員の編成表を作成する。

(ウ) 調査票、地図、携帯品等の調査備品を準備する。

イ 調査方法

班を編成し、被害家屋を対象に被災者から被害（損壊）程度を聴き取り、災害に係る住家の被害認定基準に基づき調査を行い、調査票に記録する。

ウ り災台帳の作成

調査票を基に、り災証明書の発行に必要な被災情報等を入力し、り災台帳を作成する。

エ り災証明書の発行

り災台帳に基づき、申請のあった被災者に対して、被災家屋のり災証明書を発行する。

オ 再調査の依頼と再調査の実施

被災者は、新たな被害が確認されるなど相当の理由をもって修正を求める場合は、り災証明書交付から60日以内であれば、再調査を依頼することができる。

当該家屋について、迅速に再調査を行い、判定結果を当該被災者に連絡するとともに、必要に応じてり災台帳を修正し、り災証明書を発行する。

なお、判定の困難なものについては、必要に応じて建築士、不動産鑑定士、有識者等からなる判定委員会を設置し、判定委員会の意見をふまえ、市長が判定する。

カ り災証明に関する広報

り災証明書の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、り災証明に関する相談窓口を設置するとともに、広報紙等により被災者への周知を図る。

第4章 情報のとりまとめ

実施担当	各部、防災関係機関
------	-----------

市及び防災関係機関は、所管する次の情報をとりまとめ、市本部（情報班）及び必要に応じて県の主管部にそれぞれ伝達する。

種類	主な情報項目
被害情報	① 参集途上等に収集した被害状況 ② 所管施設等の被害状況 ・ 来所者、入所者、職員等の安否 ・ 施設、設備、資機材の被害、機能障害及び災害対策上の使用の可否 ③ 災害対策に従事中の事故等 ④ その他、各部が担当する調査項目の被害状況
措置情報	① 被害に対する応急対策の状況 ② 活動体制（参集者、勤務状況） ③ 協力団体・事業所等の対応能力及び応援要請
要請情報	① 建物、斜面等の危険度判定 ② 職員、ボランティアの派遣 ③ 応急対策用施設、設備、用地、資機材、車両等の確保、調達 ④ 広報

被害状況の第一報は災害発生から1時間以内に行い、その後も当日は1時間ごとに定時報告する。2日目以後は、毎日定時に報告する。ただし、緊急情報、市本部への要請事項等については、その緊急度に応じて適宜報告する。

緊急の場合を除いて、各部は災害情報共有システムに入力し、可能な限り図や画像の情報（地図、絵、写真等）を添付する。

第5 県等への報告

実施担当	総務班
資料編	(様式)-9 火災・災害等即報の様式

1 報告対象

市は、次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合、「栃木県火災・災害等即報要領」及び「火災・災害即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）」に基づき、県、その他必要とする機関に対して状況を報告する。

＜県に報告すべき事態＞

- (1) 市災害対策本部を設置したとき
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき
- (3) 市内で震度5弱以上を観測したとき
- (4) 報道機関に取り上げられる等、社会的影響度が高いとき

2 報告先

市は、覚知後30分以内に第一報を、以後判明したものを県に随時報告する。

- (1) 被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。
- (2) 災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請する。
- (3) 県に報告することが出来ない場合には、国（消防庁）に対して直接報告し、報告後速やかにその内容について県に連絡する。

第3章 地震応急対策計画

- (4) 119番通報が殺到しているときや、市内で震度5強以上を観測したときは、県及び国（消防庁）に報告する。
- (5) 確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、被害状況報告を用い災害応急対策完了後10日以内に行うものとする。

第3節 応援協力の要請・受入れ

《指 針》

大地震は、地域の行政や住民の災害対策能力をはるかに超える事態となる可能性がある。このため、大規模な被害が推定される時は、優れた能力と技術を有する機関への応援を早急に求める。また、応援の受入体制を迅速に確立し、応援隊の待機時間をなくすとともに、応援隊の専門技術等を活かすように配置する。

第1 自衛隊の災害派遣要請の要求

実施担当	総務班
資料編	(様式)-16 自衛隊災害派遣の様式

1 要請要求

(1) 要請手続き

ア 市長（総務班）は、災害が発生し、自衛隊の災害派遣の必要があると認めるときは、県知事に対し次に掲げる事項を把握できた範囲で明らかにし、文書にて申し出る。

ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

＜自衛隊派遣の要請事項＞

(ア) 災害の情况及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等その他参考となるべき事項

イ 市長は、前記アの要請を行った場合は、その旨及び当該地域に係る災害の状況を最寄りの部隊（陸上自衛隊東部方面特科連隊）に通知する。

ウ 市長は特に緊急を要し、前記アの要求ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を直接最寄りの部隊（陸上自衛隊東部方面特科連隊）に通知する。

エ 市長は、前記イ及びウの通知を行ったときは、速やかにその旨を県知事に通知する。

(2) 自衛隊の活動

自衛隊の救援活動は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、防衛省が示す基本的内容は次のものである。

項 目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行なって被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行なう。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行なう。

第3章 地震応急対策計画

項目	内容
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療及び防疫を行なうが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行なう。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸与又は譲与	「防衛省の所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付けし又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(3) 経費の負担

自衛隊の災害派遣活動に要した経費のうち、市が負担する経費は概ね次のとおりである。

- ア 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上げ料及び修繕費
- イ 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上げ料
- ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動にともなう光熱水費・電話料等
- エ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償
なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と市が協議するものとする。

2 自主派遣

自衛隊は、地震災害が発生又は発生の恐れがある場合で、災害派遣要請を受けた場合は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要性の有無を判断し、部隊等を派遣する。

ただし、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣する。なお、要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりである。

<自衛隊自主派遣の基準>

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、都道府県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。

- (4) その他災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、県知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

3 受入体制の確立

市長は、派遣部隊の受入れに際しては、次の事項に留意して受け入れを行う。

(1) 災害派遣部隊到着前

- ア 応援を求める活動内容について、速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備する。
- イ 連絡職員を指名する。
- ウ 派遣部隊の展開、宿営の拠点等を確保する（⇒第1節・第2・2の「(8) 活動拠点の配置」参照）。

(2) 災害派遣部隊到着後

- ア 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。
- イ 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を災害派遣要請者に報告する。

4 撤収要請

市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、「自衛隊に対する部隊撤収要請依頼書」により県知事に対して撤収要請を要求し、陸上自衛隊東部方面特科連隊と協議する。

第2 県等への応援要請

実施担当	各部
資料編	(資料)-16～33 各種災害応援協定

1 応援の要請

(1) 法に基づく県等への要請

ア 職員の派遣、あっせん

市長（総務班）等は、必要に応じて、関係法令に基づいて職員の派遣等を、次の事項を明らかにして県知事等に要請する。

(ア) 要請事項

- a 派遣を要請する（あっせんを求める）理由
- b 派遣を要請する（あっせんを求める）職員の職種別人員数
- c 派遣を要請する期間
- d 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- e a～dに掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

(イ) 応援内容と根拠

- a 指定地方行政機関の長もしくは特定公共機関に対する職員の派遣要請（災害対策基本法第29条第2項）

第3章 地震応急対策計画

- b 県知事に対する、指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員派遣のあっせん要請（災害対策基本法第30条第1項）
- c 県知事に対する、他の市町村若しくは特定地方公共機関の職員派遣のあっせん要請（災害対策基本法第30条第2項）

イ 応援要請

市長（総務班）は、必要に応じて、関係法令に基づく応援を、県知事等に要請する。

- (ア) 県知事に対する応援要請（災害対策基本法第68条）
- (イ) 他の市町村長に対する応援の要請（災害対策基本法第67条）

ウ ヘリコプターの運航要請

市長（総務班）は、孤立地区の把握・救援、陸上輸送が困難な場合の緊急輸送等、ヘリコプター以外に対策の手段がない場合、県に県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリの運航を要請する。

運航の場合、市（総務班）は、運航元の離着陸場を開設するとともに、運航先の離着陸場及び最終目的地までの輸送手段等を手配する。

<県消防防災ヘリコプターの緊急運航の内容>

- (ア) 救急活動
 - a 被災地等からの救急患者の搬送
 - b 被災地等への医師、医療器材等の搬送
- (イ) 救助活動
 - 被災者の捜索、救助
- (ウ) 災害応急対策活動
 - a 被災状況等の調査、情報収集活動
 - b 食糧、衣料その他生活必需品や復旧資材等の救援物資、人員の輸送
 - c 災害に関する情報、警報等の広報宣伝活動
- (エ) 火災防御活動
 - a 林野火災等における空中消火活動
 - b 被害状況調査、情報収集活動
 - c 消防隊員、消防資機材等の搬送
- (オ) その他、災害応急対策上特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

エ 栃木県災害派遣医療チーム（以下「栃木県DMAT」という。）の派遣要請

市長（総務班）、消防長（消防本部）は、多数の負傷者がある場合、栃木県DMATの派遣要請をする。

<派遣要請の目安等>

- (ア) 多数の負傷者の目安
 - 発生した災害等に起因して、重傷者を含み20名以上の死病者の発生が認められる場合
- (イ) 栃木県DMATを派遣要請し対応することが効果的と認められる場合
 - a 救出に時間を要する場合
 - b 被害現場でトリアージの必要性が認められる場合
 - c クラッシュシンドロームが予想される場合
 - d 救急処置又は救出作業に伴う医療行為が必要とされる場合

(2) 協定に基づく応援

市長（各部）は、必要に応じて、災害時の協力について協定している機関、団体、事業所等へ応援を要請する。

(3) 日本赤十字社栃木県支部への応援要請

日本赤十字社栃木県支部鹿沼市地区長は、救護班が不足した場合や救援物資が不足した場合には、日本赤十字社栃木県支部に対して応援や補充を要請する。

2 応援の受入れ

職員班は、市への応援隊の案内用の職員又は地図等の情報、応援先の災害状況等の情報を提供する。また、各部からの応援要請に基づき、応援隊等を配置する。

第4節 災害救助法関連業務

《指 針》

一定規模以上の災害は、被災者の救助・救援費用について一定基準の財政負担を国が担保する。このため、基準以上の被害に上ると予想されるときは、正確な被害数量を把握するまでもなく、速やかに災害救助法の適用を県知事に求め、法に基づく救助に着手する。

第1 実施責任者

実施担当	総務班
------	-----

災害救助法の適用に基づく応急救助活動は知事が実施し、市長は、知事が行う救助を補助する。

ただし、災害の事態が急迫して、知事による救助活動の実施を待ついとまがない場合は、市長が着手し、その状況を知事に情報提供し、その後の処理について知事の指示を受ける。

また、知事の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととした場合は、知事の通知する内容と期間について市長が当該事務を実施する。

第2 法の適用

実施担当	総務班
------	-----

資料編	(救助)-1 災害救助法適用申請書
-----	-------------------

総務班は、市の災害の規模が災害救助法の適用基準に該当する場合、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその状況を市長（本部長）及び県に報告する。

1 適用基準

市の人口が5～10万人の区分に該当する本市は、市域の被害状況が次のいずれかに該当する場合に、知事によって災害救助法が適用される。

- (1) 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家を滅失した世帯（以下、「滅失世帯」という。）の数が、80世帯以上に達した場合
- (2) 県内の滅失世帯の数が1,500世帯以上に達する場合であって、市の滅失世帯の数が40世帯以上に達する場合
- (3) 県内の被害世帯の数が7,000世帯以上に達する場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする、内閣府令で定める特別の事情がある場合で、市の滅失世帯数が多数である場合
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき

2 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定に基づき、みなし換算を行う。

- (1) 全壊（全焼・流失）住家1世帯は、滅失世帯数1
- (2) 半壊（半焼）住家1世帯は、滅失世帯数1／2
- (3) 床上浸水や土砂の堆積で居住できない住家1世帯は、滅失世帯数1／3

第3 適用時の事務

実施担当	財務班、総務班、地区班、市民班、衛生救護班、商工班、土木班、学校班、消防本部、上下水道部
資料編	(資料)-34 災害救助法による救助の程度、方法及び期間 (救助)-2～43 災害救助法の各種様式

財務班は、災害救助法の対象となる業務を担当する各部に關係帳簿の作成を依頼するとともに、これらの帳簿をとりまとめ、総務班を通じて県に報告する。

報告の方法と手順は、災害救助の手引に基づいて行う。

各部は災害救助法による救助事務を日毎に記録し整理する。

<災害救助法の対象業務と市担当部>

■災害が発生した段階の救助

- (1) 避難所の供与【地区班、学校班】
- (2) 応急仮設住宅の供与【土木班】
- (3) 炊き出し、その他による食品の給与【商工班】
- (4) 飲料水の供給【商工班、上下水道部】
- (5) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与【商工班】
- (6) 医療【衛生救護班】
- (7) 助産【衛生救護班】
- (8) 被災者の救出【消防本部】
- (9) 災害にかかった住宅の応急修理【土木班】
- (10) 学用品の給与【学校班】
- (11) 死体の捜索【市民班】
- (12) 死体の処理【市民班】
- (13) 埋葬【市民班】
- (14) 応急救助のための輸送等【総務班】
- (15) 住居障害物の除去【土木班】

■災害が発生するおそれ段階の救助

- (1) 避難所の供与【地区班、学校班】

また、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実施弁償の一般基準は、県災害救助法施行細則に定めるとおりであるが、災害の種類、態様によって一般基準で救助の万全を期することが困難な場合、市長（総務班）は、特別基準の適用を知事に要請する。

この場合、期間延長については基準の期間内に要請する。

第5節 避難対策

《指 針》

延焼火災の拡大、危険物等の流出・拡散、水害、土砂災害等により住民等の生命が脅かされる場合、市長は避難の指示を発令し、危険地域から安全地域へ避難させる責務と権限をもつ。そのため、体力等の異なる者の集団を、混乱なく緊急に避難させるには関係機関が協力して対策にあたる必要がある。

また、大規模な地震が発生した場合、多くの住民が住居を失うことが予想される（想定り災者数は約13,815人）。このため、市は災害直後から避難所を開設し、一時的宿泊場所を提供するとともに、集団生活による精神的・体力的限界を考慮し、早期に避難所生活を解消できるよう、関係機関と連携を図り生活の再建等を支援することが重要である。

第1 避難指示

実施担当	総務班、警察署、自衛隊
資料編	(資料)-70 指定緊急避難場所、指定避難所一覧表

1 避難指示等の実施者

市長をはじめとする避難指示等の実施権者は、次の要件に該当する場合又は該当しなくなった場合には、速やかに避難指示等の発令又は解除を行う。この場合、関係機関と相互に状況を連絡し、情報を共有するものとする。

発令権者	発令の要件・内容	根拠法令
市長	災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要であると認めるときは、必要な地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示できる。 ※指示、又は立退き先を指示したときは、速やかに、知事に報告する。 ※避難の必要がなくなったときは、直ちに公示する。	災害対策基本法第60条
知事	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって実施しなければならない。 ※市長の事務の代行を開始、終了したときは、その旨を公示する。	
警察官	市長が避難のための立退きを指示することができないとき、又は市長から要求があったときは、必要な地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難の指示ができる。※指示したときは、直ちに市長に通知する。	災害対策基本法第61条
警察官	人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合に、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、特に急を要する場合には、危害を受けるおそれのある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。 ※警察官がとった処置については、所属の公安委員会に報告する。この場合、公安委員会は他の公の機関に対し、その後の処置について必要な協力を求めるため適当な措置をとる。	警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	警察官がその場にいないときに行うことができる。	自衛隊法第94条

発令権者	発令の要件・内容	根拠法令
知事、知事の命を受けた県の職員	地すべりにより著しい危険が切迫しているときは、必要な区域内の居住者に対し避難の指示ができる。 ※この場合直ちに、管轄の警察署長に通知する。	地すべり等防止法第25条
知事、知事の命を受けた県職員、水防管理者	洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫しているときは、必要な区域の居住者に対し、避難を指示できる。 ※水防管理者が指示した場合は、警察署長に通知する。	水防法第29条

2 避難指示等の内容

避難の指示等は、次のことを明らかにして行う。

- (1) 避難対象地区
- (2) 避難先
- (3) 避難の理由
- (4) 避難時の注意事項
- (5) その他の必要事項

第2 警戒区域の設定

実施担当	総務班、消防本部、消防団、警察署、自衛隊
------	----------------------

市長をはじめとする警戒区域の設定権者は、次の要件に該当する場合又は該当しなくなった場合には、速やかに区域の設定又は解除を行う。この場合、関係機関と相互に状況を連絡し、情報を共有するものとする。

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市長	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第63条
警察官	市長若しくは市長から委任された市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときに行うことができる。 ※市長の職権を行なったときは、直ちに、市長に通知する。	
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	市長若しくは市長から委任された市職員及び警察官が現場にいないときに行うことができる。 ※市長の職権を行なったときは、直ちに、市長に通知する。	
知事	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。 ※市長の事務の代行を開始、終了したときは、その旨を公示する。	災害対策基本法第73条
消防長、消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合に、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあるときに火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者の退去を命じ、若しくは出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第23条の2
警察署長	消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任された消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったときに行うことができる。 ※当該職権を行なったときは、直ちにその旨を消防長又は消防署長に通知する。	
消防吏員、消防団員	火災現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める以外の者の退去を命じ又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。	消防法第28条(※)

第3章 地震応急対策計画

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
警察官	消防吏員又は消防団員が火災現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったときに行うことができる。	
消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第21条
警察官	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときに行うことができる。	

※消防法第28条の規定は、水災を除く他の災害に関して準用する（消防法第36条）

第3 避難の誘導

実施担当	総務班、広報班、要配慮者支援班、消防本部、消防団、警察署、自治会、自主防災会、不特定多数の者が利用する施設の管理者
資料編	(様式)-18 避難勧告等発令情報

1 避難指示等の周知

市（総務班、広報班、消防本部）、消防団及び警察署は、避難指示や警戒区域の設定を行う場合、広報車の巡回、鹿沼ケーブルテレビの放送、防災情報アプリ、防災情報メール等のほか、住民組織（婦人防火クラブ、自治会、自主防災会、コミュニティ推進協議会等）と連携した戸別伝達等の迅速かつ確実な手段により、対象地区の住民等に情報を伝達する。

2 避難誘導

(1) 一般住民等

市（消防本部）は、消防団、警察署等と連携して、住民等の集団避難を指導する。

要配慮者支援班は、避難支援者、民生委員児童委員、社会福祉協議会、自治会、自主防災会等と連携して、避難行動要支援者支援計画に基づき、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人（日本語の理解が十分できない者）等の要配慮者の避難を支援する。

(2) 不特定多数の者が利用する施設の利用者等

病院、社会福祉施設、ホテル、旅館、大規模小売店舗等の管理者は、施設内の利用者等を円滑に避難させる。

第4 避難所の開設、運営

実施担当	総務班、地区班、生活班、学校班、指定避難所の施設管理者、避難所運営職員、消防団（女性部）、自治会、自主防災会
資料編	(資料)-70 指定緊急避難場所、指定避難所一覧表 (様式)-19 避難所被害状況調査票・開設報告書、(様式)-20 避難者カード、(様式)-21 避難者名簿、(様式)-22 要配慮者リスト、(様式)-23 避難所日誌

1 避難所の開設

原則として本部長が指定避難所の開設の可否を判断する。

なお、本部長が判断できない場合で、住民の安全確保のため、緊急を要する場合は、施設管理者等が開設することができる。

(1) 避難所の開設

勤務時間内に災害が発生した場合は、施設の管理者、勤務職員等が施設の安全性を確認した上で、避難所を開設する。また、勤務時間外は、各施設の管理者あるいはあらかじめ指名された「避難所運営職員」又は「地区連絡所運営職員」が開設する。

なお、建物の倒壊や、敷地の崩壊等の可能性がある場合は、応急危険度判定を市本部に要請する。

また、新型コロナウイルス感染症等の発生、まん延防止のため、発生した災害や被災者の状況等に応じ、避難所の収容人数を考慮し、可能な限り多くの避難所を開設する。その他、新型コロナウイルス感染症の対策は、本計画とは別に定める「避難所開設・運営マニュアル（別冊）新型コロナウイルス感染症対策」により行う。

(2) 避難所の管理者

市（地区班、学校班等）は、複数の職員（うち1人を責任者として指名、以下「避難所管理職員」という。）を派遣して管理する。

また、各コミュニティセンター避難所は所長が管理者となり、「地区連絡所運営職員」はその管理を手伝うが、避難所運営がない場合には所属班に復帰する。

(3) 開設報告

地区班、学校班は、避難所を開設した場合、総務班を通じて、次の事項を県（危機管理防災局）に報告する。

- ア 避難所開設の日時、場所
- イ 収容人員
- ウ 開設期間の見込み
- エ その他必要事項

(4) 避難者の把握

避難所運営職員は、住民等を収容した際は、はじめに避難者カードを配り、各世帯単位で記入するよう指導する。集まった避難者カードを基にして、避難者収容名簿を作成し、地区班、学校班を通じて市本部（情報班）に報告する。

また、避難所開設期間を通じて、事務室を窓口にして避難者の入退所を管理する。

<避難所収容の対象者>

- ア 災害によって現に被害を受けた者
- イ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者
- ウ その他避難が必要と認められる場合

(5) 応援要請

避難所の被災や、収容力不足等により、収容できない避難者がある場合、市（地区班、学校班等）は、他地区の避難所に収容する。また、市内の避難所の収容力が不足する場合、市長（総務班）は、相互応援協定により他市町村に避難者の受け入れを要請する。

他地区や他市の避難所への収容にあたっては、車両を確保して移送する。

第3章 地震応急対策計画

2 避難所の管理・運営

市（地区班、学校班等）は、消防団（女性部）、自治会、社会福祉協議会、ボランティア、NPO等と協力して、次の要領で避難所を管理、運営する。

(1) 避難所の管理等

- ア 避難所運営職員は、携帯電話等を携行し、避難所との通信、広報手段を確保する。
- イ 避難所運営職員は、避難者名簿、避難所運営記録、避難者ニーズ調査結果等を定時報告し、市本部や関係機関に対して、避難所への物品等の供給や支援活動を要請する。
- ウ 避難所運営職員は、避難所の管理体制を確立する。
 - ＜避難所運営職員の主な役割＞
 - (ア) 避難者への開放区域、要配慮者専用室、授乳室、避難所事務室等の設定
 - (イ) 避難者名簿、避難所運営記録の作成
 - (ウ) 避難者の把握及び報告（特に、要配慮者に注意し、病人や特別の介護を要する者がいるときは直ちに本部に報告する。）
 - (エ) 避難所運営委員会の結成、運営方針、ルールづくりの支援
 - (オ) 館内放送、情報等の掲示等
 - (カ) 救援食料・物資等の受領、保管
 - (キ) 避難所における事業等への協力

(2) 自主運営体制の確立

自治会、自主防災会は、避難所運営委員会の設立、リーダーの選出を行い、避難所を自主運営し、避難所運営職員の管理業務に協力する。避難者は、リーダーの下で避難所運営に協力する。また、避難所運営における女性の参画を推進し、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

＜避難所運営委員会の主な役割＞

- ア 運営方針、生活ルールの決定
- イ 救援食料・物資等の配布、炊き出し協力
- ウ 避難者への広報の伝達（呼びかけ、チラシの配布等）
- エ 避難者のニーズ調査、統括者への報告
- オ ごみの管理、施設・トイレの清掃等
- カ 秩序の保持

(3) 健康・衛生等対策

市（地区班、学校班等）は、避難所生活の長期化等により生じる問題に対して、関係各部と協力して対策を講じる。

ア 要配慮者の支援

高齢者、障害者、妊産婦、外国人等の状況とニーズを把握して、コミュニケーション手段、居住環境、健康維持、食事等に配慮した支援に努める。

その他、「第14節 避難行動要支援者」による。

イ し尿対策

生活班と連携して、断水時にはトイレの使用を禁止し、仮設トイレの設置、管理を行う。

その他、第15節・第1の「(1) 避難者対策」による。

ウ 医療、保健衛生対策

衛生救護班と連携して、傷病をかかえた避難者等の治療を行うため巡回医療を行う。また、避難所での感染症や食中毒の発生を防止するため、予防接種、健康診断、衛生指導等を行う。

また、福祉避難所に、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等の医療支援スタッフを配置する。

その他、第13節の「第1 保健衛生対策」及び第8節の「第2 被災者等の健康管理」による。

エ 愛がん動物対策

避難所ではペットのための空間を原則として確保するよう努める。ただし、施設に倉庫等がある場合には、避難所にいる避難者の同意のもとに居室以外の部屋に専用空間を設けて飼養させる。

その他第13節・第3の「飼養動物対策」による。

オ 帰宅困難者への対応

帰宅困難者を避難所に収容する場合（⇒第20節の「2 旅客の帰宅支援等」）は、一般の避難者と区別して受け入れ、入退所の管理、情報提供等を行う。

カ 生活環境対策

生活環境の維持、向上を図るための設備確保、ルールづくりを行う。

(ア) 季節対策（冷暖房等）

(イ) プライバシー保護（更衣室・授乳室等の確保、間仕切り等）

(ウ) 洗濯、入浴対策（設備確保、利用ルール設定等）

(エ) 娯楽、防犯用品の確保

キ ボランティアの要請

避難者のボランティアへのニーズをとりまとめ、ボランティアセンターに提出する。

3 市外・県外からの避難者の受入れ

市は、避難者支援本部を設置し、消防団（女性部）、自治会、自主防災会、ボランティア、社会福協議会等の協力を得て、県と連携しながら、市外、県外からの避難者の受入れを行う。

(1) 避難所の開設

市外、県外において大規模な災害が発生し、被災した市町村または都道府県から避難者の受入れの要請があった場合は、避難所を開設する。

(2) 避難所の場所

避難者の人数に応じて、コミュニティセンターまたは総合体育館等を避難所とする。

(3) 避難所の管理・運営等

避難所開設後の避難者の把握及び管理・運営等に関する事項は、前記「1 避難所の開設」及び「2 避難所の管理・運営」に準ずる。

あわせて、県を通じ、避難者に関する情報等を避難元自治体へ提供し、避難元自治体に関する情報等を避難者へ提供するよう努める。

(4) 県外避難者の地域コミュニティの形成支援

市及び県は、社会福協議会やボランティア、NPO等の協力により、県外避難者の見守り

第3章 地震応急対策計画

や交流サロンの設置等、避難者同志や県内の避難先地域とのコミュニティ形成の支援や孤立防止対策に努める。

4 避難所の閉鎖

市長（地区班、学校班等）は、避難者数の自然減少、避難指示等の解除、復旧・復興対策の進捗等に応じて、避難所の縮小、統合、閉鎖を行う。

避難所の閉鎖にあたっては、閉鎖等の計画の周知、閉鎖後の避難者の居住先調査等を行うとともに、施設の所有者・管理者等と協議して、閉鎖施設の機能回復を行う。

第5の2節 広域一時滞在対策

《指 針》

地震発生により被災した住民の生命・身体を保護するため、被災した住民の居住の場所をその被災市町の域外に確保する必要があるときは、県や防災関係機関と連携して広域一時滞中に係る措置を行う。

第1 制度概要

実施担当	総務班
------	-----

市町は、その市町域で震災が発生し、被災した住民の生命・身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合で、他の市町の区域における一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があるときは、その被災した住民の受入れについて、他の市町に協議することができる。協議を受けた市町は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れなければならない。

また、市町は、県と協議を行い、被災した住民について県外における一時的な滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）の必要があるときは、県に対し、その滞在先の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。県は、他の都道府県に被災県民の受入れについて協議する。

第2 県内市町における一時滞在

実施担当	総務班
------	-----

1 被災市町の実施事項

- (1) 被災した市町（以下「被災市町」という。）は、被災状況等から受入れ可能と思われる他の市町（以下「協議先市町」という。）に、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示した上で協議する。このときあらかじめ県に協議しようとする旨を報告しなければならない。
- (2) 被災市町は、協議先市町から受入れを決定した旨の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。
 - ア 協議先市町からの通知の内容の公示
 - イ 内閣府令で定める者への通知
 - ウ 県への報告
- (3) 被災市町は、広域一時滞中の必要がなくなると認めるときは、速やかに次の措置を行う。
 - ア 協議先市町への通知
 - イ 内閣府令で定める者への通知
 - ウ 広域一時滞中の必要がなくなった旨の公示
 - エ 県への報告

第3章 地震応急対策計画

2 協議先市町の実施事項

- (1) 被災市町から1 (1) の協議を受けた協議先市町は、被災住民を受け入れないことについて次に例示するような正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとし、被災住民の広域一時滞在の用に供するため公共施設その他の施設（以下「公共施設その他の施設」という。）を提供しなければならない。
 - ア 自らも被災していること
 - イ 被災住民の受入れに必要な施設が確保できないこと
 - ウ 地域の実情により要配慮者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと
 - エ その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること
- (2) 協議先市町は、(1) の正当な理由がある場合を除き、その市町域内において被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちにその内容を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- (3) 協議先市町は、(2) の決定したときは、速やかにその内容を被災市町に通知しなければならない。
- (4) 協議先市町は、被災市町から1 (3) アに記す広域一時滞在の必要がなくなったと認める通知を受けたときは、その旨を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知しなければならない。

第3 県外における一時滞在

実施担当	総務班
------	-----

1 被災市町の実施事項

- (1) 被災市町は、県と協議を行い、県内の被災状況等から県外における広域一時滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、県に対して他の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求める。このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示すものとする。
- (2) 被災市町は、県から被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。
 - ア 公共施設等を決定した旨の通知の内容の公示
 - イ 内閣府令で定める者への通知
- (3) 被災市町は、県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに次の措置を行う。
 - ア 県への報告
 - イ 県外広域一時滞在の必要がなくなった旨の公示
 - ウ 内閣府令で定める者への通知

2 県の実施事項

- (1) 県（危機管理防災局、以下この項において同じ）は、「災害時における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定」の応援調整県並びに関東知事会及び全国知事会の幹事都県を経由して、他の都道府県に、具体的な被災状況、受入れを要す

る被災住民数その他必要な事項を示した上で、被災住民の受入れについて協議する。このときあらかじめ協議しようとする旨を、総務大臣を経由して内閣総理大臣に報告しなければならない。

- (2) 県は、他の都道府県から被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその内容を被災市町に通知しなければならない。
- (3) 県は、他の都道府県から被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその内容を、総務大臣を経由して内閣総理大臣に報告しなければならない。

第4 他都道府県からの協議

実施担当	総務班
------	-----

1 県の実施事項

- (1) 県（危機管理防災局、以下この項において同じ）は、他の都道府県から被災住民の受入れについての協議を受けたときは、県内の被災状況を勘案の上、受入れが可能と思われる市町に協議する。このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項について資料を求めるものとする。
- (2) 県は、市町から受入れを決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその内容を受入れ協議元の都道府県に通知しなければならない。
- (3) 県は、被災住民を受入れた他都道府県から本県域内の広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を市町に通知しなければならない。

2 協議先市町の実施事項

- (1) 県から1（1）の協議を受けた市町は、被災住民を受け入れないことについて次に例示するような正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとし、他都道府県被災住民の広域一時滞在の用に供するため公共施設その他の施設（以下「公共施設その他の施設」という。）を提供しなければならない。
 - ア 自らも被災していること
 - イ 被災住民の受入れに必要となる施設が確保できないこと
 - ウ 地域の実情により要配慮者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと
 - エ その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること
- (2) 市町は、（1）の正当な理由がある場合を除き、その市町域内において被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちにその内容を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- (3) 市町は、（2）の決定をしたときは、速やかにその内容を県に報告しなければならない。
- (4) 市町は、1（3）の県の通知を受けたときは、その旨を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知しなければならない。

第5 費用負担

実施担当	総務班
------	-----

1 原則

被災した地方公共団体が負担する。

2 災害救助法適用時

(1) 被災住民への公共施設等の提供

都道府県の責任で救助がなされ、当該救助に伴う費用を負担する。

(2) 県外一時滞在実施時

被災した都道府県が費用を負担するものとなり、受け入れた都道府県から被災した都道府県に対し救助に要した費用を求償する。

第6節 災害警備

《指 針》

大規模災害の発生時には、不在家屋や店舗等を狙った窃盗事件、災害後の混乱に乗じた悪徳商法や放火等が発生することがあるため、警備・防犯体制を強化する。

第1 警備活動

実施担当	鹿沼警察署、消防団、自治会、自主防災会
------	---------------------

警察署は、被災地やその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力等による民事介入暴力等の取り締まりを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

また、消防団、自治会、自主防災会等は警察に協力し、放火・窃盗その他の犯罪予防のための巡回パトロールを行う。

第2 防犯灯等の応急措置

実施担当	生活班、地区班、商工班、土木班、自治会
------	---------------------

市及び県は自治会と協力して、防犯灯、街灯、道路照明等の被災調査を行い、応急復旧を行う。

第7節 救急・救助・消火活動

《指 針》

市域で大きな地震が発生した場合、建物の倒壊や火災等が同時多発し（想定全壊家屋数 2400 棟、想定出火数 35 件）、関係機関が有する消防、救助・救急能力をはるかに超える事態となる可能性がある。

また、建物の倒壊等により救助・救急を要する事態が同時多発的に発生した場合、挫滅症候群[※]を防止するためには、発症防止のため 1～2 時間以内に救出すること、また、発症した救出者は 72 時間以内に人工透析等の救命措置をとることが必要となる。

このため、市及び関係機関は、延焼火災の防御等、地域全体の被害を最小化するための対策を優先して行う。また、住民等は、地域の自主防災力を発揮して消火・救出活動を行い、地区の被害の最小化に努める。

※ 挫滅症候群（クラッシュシンドローム）：家屋倒壊などで下敷きになると、手足等の圧迫とショックで無尿（乏尿）となり、腎尿細管障害を起こす症候群。死に至ることがあるため、速やかな救出と適切な救急活動が重要となる。

第1 救助・救急活動

実施担当	消防本部、土木班、鹿沼警察署、消防団、栃木県建設業協会鹿沼支部、鹿沼市造園建設業協会、自主防災会、住民、事業所
------	---

1 住民・事業所等

住民、自主防災会、事業所の自衛消防隊等は、自主的に、また協力して、二次災害等に注意して地区内の救出活動を行う。

- (1) 周囲の要救助者の有無の確認、消防、警察等への通報
- (2) 要救助者の救出、負傷者の救護、救護所への搬送
- (3) 消防等の活動への協力

2 市・消防機関

市（消防本部）と消防団は、地域全体の救命効果を考慮して活動する。

- (1) 必要に応じて 1 班 2 人以上で構成する救助班を編成する。
- (2) 重機等を要する場合、土木班は、建設業協会等に協力を要請する。
- (3) 多数の負傷者がいる場合は、医師会等と協力して、現場付近に救護所を開設し、トリアージを行う。
- (4) 重症者等の搬送手段が不足する場合は、医療機関又は総務班に搬送車両と運転手等の確保を要請する。

また、陸上輸送が困難な場合は、総務班を通じて県にヘリコプターの運航を要請する（第3節・第2・1・(1)の「ウ ヘリコプターの運航要請」参照）。

3 警察署

警察署は、消防機関等と連携して、次の措置を講じる。

- (1) 負傷者の救出・救護
- (2) 行方不明者の搜索
- (3) 救出現場等の交通規制

第2 消火活動

実施担当	消防本部、消防団、自主防災会、住民、事業所
------	-----------------------

1 住民・事業所等

住民、自主防災会、事業所の自衛消防隊等は、自主的に、また協力して地区内の消火活動を行う。

- (1) 火気の応急措置、安全確認
- (2) 出火時の初期消火、消防への通報、周囲への協力や避難等の呼びかけ
- (3) 自主防災会、自衛消防隊、消防等の活動への協力
- (4) 避難時の二次災害防止措置（電気ブレーカー、ガスバルブの遮断等）

2 消防機関

市（消防本部）と消防団は、地域全体の消火効果を考慮して活動する。

(1) 状況把握

管内の消火活動に関する次の情報を収集し、市本部及び警察署と相互に連絡を行う。

- ア 延焼火災の状況
- イ 自主防災組織の活動状況
- ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
- エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利の活用可能状況

(2) 消火活動

火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意して消防活動を行う。

- ア 延焼火災件数の少ない地区は集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。
- イ 多数の延焼火災が発生している地区は住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先する活動を行う。
- ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はその恐れのある地区は、住民の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。
- エ 救護活動の拠点となる病院、避難場所、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先する。
- オ 自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。

第3 応援要請

実施担当	消防本部
------	------

1 消防応援

市長は、市内の消防力では対応できない状況と判断する場合、栃木県広域消防応援等計画又は相互応援協定に基づいて、他の消防機関への応援を要請する。

2 緊急消防援助隊の応援要請

市長は、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると認める場合は、栃木県緊急消防援助隊受援計画に基づいて県（危機管理防災局）に対し応援要請を行う。県に連絡が取れない場合、

第3章 地震応急対策計画

国（総務省消防庁）に直接、応援要請を行う。

3 応援の受入れ

応援を要請した場合、市は、応援隊が円滑に活動できるよう、栃木県緊急消防援助隊受援計画、北西ブロック受援計画及び鹿沼市消防本部受援計画に基づき、受援体制を確立する。

第8節 医療救護

《指 針》

建物の倒壊等により座滅症候群^{※1}を発症した救出者は72時間以内に人工透析等の救命措置をとることが必要となる。医療機関の被災により市内の有する医療救護サービスが低下する中、医療救護ニーズの急激な高まりや座滅症候群等の高度医療ニーズが発生した場合、市内各所で医療救護サービスを提供するとともに、広域的な高度医療ネットワークを確立する必要がある。また、大規模な災害に遭遇し、身体的な外傷を受けなかった者でも、心的な外傷体験が心的外傷後ストレス障害^{※2}を負うことや、プライバシーやペットの身を案じて、避難所ではなく車中泊を続けた被災者が、エコノミークラス症候群^{※3}で死亡することもある。このため、住民および応急対策従事職員に対しこころのケア対策や健康指導を施す必要がある。

※1 挫滅症候群（クラッシュシンドローム）：家屋倒壊などで下敷きになると、手足等の圧迫とショックで無尿（乏尿）となり、腎尿細管障害を起こす症候群。死に至ることがあるため、速やかな救出と適切な救急活動が重要となる。

※2 心的外傷後ストレス障害（PTSD）：災害、事故、犯罪等により、人間が通常体験する範囲を越えた生命にかかわる外傷的出来事を経験した後に生じる様々な心的障害をいう。

※3 エコノミークラス症候群：長時間、同じ姿勢で座席等に座っていると静脈の血が流れにくくなって血の固まりができる病気のこと。

第1 医療救護活動

実施担当	衛生救護班、上都賀郡市南部地区医師会、鹿沼歯科医師会、鹿沼薬剤師会、日本赤十字社栃木県支部
------	---

1 救護所医療

(1) 拠点救護所の設置

大規模な地震により負傷者が多数発生した場合、市は、コミュニティセンターに拠点救護所を設置する。また、救護所が不足する場合や、被害が局所的な場合等は、その他施設から選定する。

＜救護所の主な機能＞

- ア 傷害等の程度の判別（トリアージ）
- イ 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- ウ 負傷者の応急処置

(2) 救護班の編成

救護所を設置する場合、市は、医師会に救護班の編成・派遣を要請する。

また、救護班が不足する場合は、県や近隣の病院等に応援を要請する。

＜参考：県と県医師会の協定による地区医師会の救護班編成数＞

- 上都賀郡市医師会：最大22班（災害拠点病院の上都賀総合病院含む）

2 後方医療

市は医師会と協力して、重症者を収容する後方医療機関を確保する。また、市内で対応できない場合は、市外の災害拠点病院等への受け入れを要請する。なお、重症者等の搬送手段が不足する場合は、医療機関又は総務班に搬送車両と運転手等の確保を要請する。

また、陸上輸送が困難な場合は、総務班を通じて県に県消防防災ヘリコプター、ドクターへ

第3章 地震応急対策計画

りの運航を要請する（第3節・第2・1・(1)の「ウ ヘリコプターの運航要請」参照）。

＜主な医療機関＞

- (1) 上都賀総合病院（災害拠点病院、二次救急医療機関）
- (2) 御殿山病院（二次救急医療機関）
- (3) 西方病院（二次救急医療機関）

3 医薬品等の確保

(1) 医薬品等の確保

医薬品、衛生材料等については、救護班が携行するものを使用するものとする。

不足する場合は、市が医師会及び薬剤師会と連携して、医薬品業者等から調達するが、困難な場合等は県に要請し、県の調達ルート等を利用する。

(2) 血液製剤等の確保

輸血用の血液製剤が必要なときは、市が赤十字血液センター等に供給を依頼する。また、必要に応じて住民へ献血の呼びかけを行う。

第2 被災者等の健康管理

実施担当	各部、防災関係機関
------	-----------

1 巡回医療等

市（衛生救護班）は、医師会や歯科医師会、薬剤師会等と協力して、診療可能な医療機関の情報を整理し、広報する。また、必要に応じて避難所等に救護所を設置し、巡回医療を行う。あわせて、被災者が被災により生じたこころの不調について早期対応できるよう、各種相談所、避難所等において災害時に応じた取り組みを行う。

2 災害疾病対策

市（衛生救護班）は、県西健康福祉センター等と協力して、エコノミークラス症候群等の予防のため、被災者への啓発や指導を行う。

3 巡回健康相談

市（衛生救護班）は、被災者及び避難者の健康状態を十分に把握し、必要に応じ巡回健康相談を実施する。

4 災害対策従事者のこころのケア

市及び防災関係機関は、災害対策従事者には PTSD の症状が比較的早く現れやすいことに留意して、従事者の緊張を和らげ、こころのしこりをほぐすためのスタッフミーティングの開催等を行う。また、対策の現場責任者や指導者は、従事者の燃え尽きを予防するため、救援活動従事者のストレス反応をチェックし、疲労が認められる場合は、休養をとるよう指示する。

5 巡回栄養相談・食生活支援

市（衛生救護班）は、庁内栄養士を中心に、避難所・仮設住宅及び被災家屋において、食料の供給状況を確認しながら、食事の提供内容、摂取状況、病態別の食事等についての巡回栄養相談及び食生活支援を実施する。

第9節 二次災害の防止

《指 針》

地震の発生時後は、余震、降雨、強風等による二次的な水害、土砂災害等の発生が想定されるほか、建物や宅地の倒壊、危険物施設等での危険物の漏洩・爆発等の危険が想定される。

このため、二次災害の可能性を速やかに把握し、的確な警戒、避難及び防御活動をとることが重要である。

第1 建築物等

実施担当	各部、防災関係機関
------	-----------

1 建築物

(1) 初動措置

市及び防災関係機関は、公共建築物の被害状況を速やかに把握し、倒壊等の危険性がある場所への立入禁止等、適切な保全措置、避難措置を行う。

(2) 被災建築物応急危険度判定

市（土木班）は、市内の建築物の被害状況をもとに、対象とする建築物、区域等を定めて、被災建築物応急危険度判定を実施する。必要に応じ被災建築物応急危険度判定士の派遣を県に要請する。

また、応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等に、その応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

2 宅地

市（土木班）は、市内の宅地の被害状況を把握し、対象とする区域等を定めて、被災宅地応急危険度判定を実施する。危険度判定士は、資格保有者が所属する部署や機関、県への要請等により確保し、判定ステッカーの貼付等により、宅地の使用者等に危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

第2 道路・鉄道

実施担当	土木班、鹿沼土木事務所、鹿沼警察署、東日本高速道路(株)、東武鉄道(株)、東日本鉄道(株)
------	---

1 鉄道施設

鉄道事業者は、次の安全確保措置を行う。

- (1) あらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ若しくは速度制限を行う。
- (2) 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて安全な場所へ避難誘導を行う。

2 道路施設

道路管理者は、次の安全確保措置を行う。

- (1) 道路の損壊その他の事由により、交通が危険である、若しくは危険になると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行う（道路法第46条）。
- (2) 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等や適切な措置を講ずる。
- (3) 災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他必要な措置を

第3章 地震応急対策計画

とることを命ずることができる。(災対法第76条の六)

第3 河川・砂防・治山施設等

実施担当	土木班、農林班、鹿沼土木事務所、県西環境森林事務所
------	---------------------------

1 河川・砂防・治山施設及び災害危険箇所の応急対策

河川・砂防・治山施設の管理者は市と協力して、被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ応急措置を行う。

2 土砂災害の警戒

(1) 警戒活動

市(土木班、農林班)は、県や栃木県砂防ボランティア協会等に対し、砂防ボランティアや山地防災ヘルパーによる土砂災害警戒区域や山地災害危険地区等の点検巡視の協力を要請する。

前兆現象を確認した場合、避難指示や警戒区域の設定等を要する場合等は、速やかに部長を通じて本部長に報告する。

(2) 情報交換

市は、隣接市町、河川管理者、砂防関係機関、气象台等と、それぞれに把握している土砂災害関連情報を相互に交換し、流域全体の減災を図る。

第4 水防活動

実施担当	土木班、消防本部、鹿沼土木事務所、消防団
------	----------------------

洪水のおそれがある場合は、鹿沼市水防計画に準じて水防活動を行うが、地震時には河川施設被害の状況(⇒「第3 河川・砂防・治山施設等」参照)に応じて、施設等の監視、操作及び洪水防衛活動を行う。

第5 危険物等

実施担当	消防本部、危険物等の管理者
------	---------------

1 点検・応急措置

危険物等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検及び応急措置を行う。市は、必要に応じて立入検査を行う等の適切な措置を講ずる。

2 避難及び立入制限

危険物等の管理者は、爆発等によって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、地域住民に適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ被災施設及びその周辺の危険区域への立入らないよう呼びかける。

その他、第5章の第9節～第15節に準ずる。

第10節 緊急輸送対策

《指 針》

大規模災害時には、道路の損壊、沿道の土砂崩壊、交通管制施設の機能停止等が多発し、運転車両の被災、孤立地区の発生、緊急車両の通行障害等が発生する。

このため、各道路管理者、警察が連携して道路の状況を把握、共有するとともに、通行規制や応急復旧を円滑に行う。また、孤立地区等の救助等に対し、ヘリコプター等、可能な輸送手段を最大限活用するとともに、陸路・空路のネットワークが有機的に結合するように輸送環境を確立する。

第1 緊急輸送路の確保

実施担当	土木班、鹿沼土木事務所、鹿沼警察署、東日本高速道路(株)、東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)
資料編	巻末図7 緊急輸送路・防災拠点分布図

1 道路・交通情報の収集、共有

(1) 地震発生後、道路管理者及び警察署は連携して、道路を巡視し、被災状況等を把握する。また、警察署は、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

特に、避難指示等が発表された場合は、避難対象地区の道路状況等を確認し、市本部に報告する。

(2) 道路管理者及び警察署は、道路占有者（電力事業者、都市ガス事業者、電気通信事業者等）から、幅広い情報収集に努める。

2 緊急輸送路の確保

(1) 緊急輸送路の確保

市は、道路管理者及び警察署と連携して、緊急輸送路予定路線や、市内の災害対策活動拠点（第1節・第2・2の「(8) 活動拠点の配置」参照）を結び、円滑な緊急輸送を確保する主要路線を選定し、法令による通行禁止等を警察に要請する。

法令による交通規制等の実施者と要件

実施者	要 件	根 拠 法
公 安 委 員 会	災害応急対策に従事する者や、災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認められる場合	災害対策基本法 第76条第1項
	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要がある場合、通行禁止その他の交通規制を実施する場合	道路交通法 第4条第1項
警察署長	道路交通法第4条第1項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いもの	道路交通法 第5条第1項
警 察 官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路においての交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法 第6条第4項
	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合	第6条第2項

第3章 地震応急対策計画

(2) 標識等の設置

警察署及び道路管理者は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象及び期間を表示した標識を設置する。

(3) 交通規制等の周知

警察署及び道路管理者は、市（広報班）、放送事業者、報道機関等の協力を得て、一般車両の通行禁止や制限を行う区間を住民等に周知する。

3 応急復旧等

道路及び鉄道の管理者は、緊急輸送路を始めとする路線の通行機能を確保する。

(1) 道路の啓開

道路上の倒壊障害物の除去、移動や、放置車両の移動を、建設業協会等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業にあたっては、警察署、他の道路管理者と相互に協力する。

(2) 応急復旧

ア 道路施設、交通管理施設

警察署及び道路管理者は、次の応急対策を行う。

(ア) 被害状況・緊急性・復旧の難易度等を考慮し、緊急輸送路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋梁・トンネル等の復旧に時間を要する箇所を含む道路は、迂回路の確保に努める。

(イ) 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。

(ウ) 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、市、放送事業者、報道機関等を通じて広報する。

イ 鉄道施設

鉄道事業者は、次の応急対策を行う。

(ア) 線路、保安施設、通信施設等の列車運行上に重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被害状況・緊急性・復旧の難易度等を考慮し、段階的な応急復旧を行う。

(イ) 被害状況によっては、他の鉄道管理者からの応援を受ける。

(ウ) 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じて広報する。

第2 緊急輸送手段の確保

実施担当	総務班
資料編	(様式)-24 緊急通行車両の様式

1 車両の確保

市は、市有車両を確保するほか、協定した輸送業者等に、輸送車両及び必要に応じ

て運転手等の応援を要請する。

なお車両が不足する場合は、応援協定市町村や県（危機管理防災局）に要請する。県に調達あっせんを依頼する場合は、次の事項を明示する。

- (1) 輸送を必要とする人員、物資の品名、数量（重量）
- (2) 車両等の種類、台数
- (3) 輸送を必要とする区間、借り上げ期間
- (4) 集結場所、日時
- (5) その他必要事項

各部で所有する車両及び調達された車両については、より多くの人命確保に寄与する輸送活動を優先して配分する。また、車両の運行に必要な人員は、原則としてその事務を所管する各部の要員をもってあてる。

2 燃料の確保

情報班は、車両の運行に必要な燃料について、石油等販売業者に供給を要請する。

3 輸送車両の確認

災害対策基本法第 76 条 1 項に基づく通行の禁止又は制限が行われた場合、災害対策用の車両は、知事又は公安委員会に緊急通行車両確認申請書を提出し、標章、証明書 of 交付を受ける。交付を受けた標章は当該車両の前面の見やすい部位に表示するものとする。

なお、災害応急対策活動用車両として事前に届出をしてある車両は、公安委員会から災害時に速やかに標章等の交付を受けるものとする。

4 車両以外の輸送手段の確保

総合政策部長は、道路・橋梁等の被害により、車両輸送が困難な場合、もしくは著しく緊急性を要する場合等には、代替輸送計画を作成し、車両以外の輸送手段による緊急輸送体制を確保する。

＜代替輸送手段＞

- (1) 航空輸送（第 3 節・第 2・1・(1)の「ウ ヘリコプターの運航要請」参照）
- (2) 鉄道輸送（東武鉄道株、JR 東日本、JR 貨物に要請）

第 3 輸送拠点の確保

実施担当	社会班、消防本部
資料編	(資料)-79 臨時ヘリポート設置基準 (資料)-81 臨時ヘリポート等一覧表 (様式)-25 物品受け払い簿

1 陸上輸送拠点

教育次長は、鹿沼総合体育館または適当な施設に、物資集配拠点を設置する。

第3章 地震応急対策計画

社会班は、物資集配拠点を開設し、物資の集配管理等に必要な職員を配置する。

物資集配拠点では、市が調達した物資等のほか、市外からの救援物資の受け入れ、仕分け、保管を行うとともに、各担当方面地域の避難所への配送業務を行う。

2 航空輸送拠点

総合政策部長は、緊急輸送路の確保を踏まえ、臨時ヘリポート予定地から緊急輸送ネットワーク上の適地を選定し、ヘリポートを開設する。なお、孤立地区において臨時ヘリポート予定地がない場合は、ホイスト救援拠点を選定する。

消防本部は、次の措置を行う要員を確保し、ヘリポートの開設、運営を行う。

- (1) 離発着場の環境整備（散水、ヘリポート表示、風向表示、ヘリコプターの誘導）
- (2) 離着陸地帯及びその運行範囲への立入禁止措置
- (3) 航空機への緊急物資の搬入・搬出

第11節 食料・飲料水・生活必需品の供給

《指 針》

住居の被災、ライフラインや流通機構の障害が発生した場合には、飲料水、食料、生活必需品の供給が制限される。

このため、病院・福祉施設等の重要施設の機能を維持するために必要な上水等を緊急に確保するとともに、必要最小限度の飲料水、食料、生活必需品を被災者等に供給する。

第1 給水

実施担当	上下水道部、商工班
資料編	(資料)-30 日本水道協会栃木県支部水道災害相互応援要綱

市は、被災者等に速やかな給水を行う。

1 活動方針

(1) 給水の対象等

ア 医療機関、福祉施設等への優先給水

病院等の医療機関、社会福祉施設等へ、優先的に給水するとともに、応急供給計画をたてて継続的に給水する。

イ 備蓄飲料水の活用

地震発生当初は、病院等の重要施設への給水を優先するため、市民は原則として家庭備蓄の飲料水で対処するよう、広報班と連携して周知する。

不足する場合は、市が備蓄飲料水（災害時における備蓄品の協同利用に関する協定分を含む）を避難所等に供給する。

(2) 目標給水量

時 期	1日あたり目標量	主な用途
地震発生～3日目	3リットル	飲料（生命維持に最小限必要）
4日目～10日目	20リットル	飲料、水洗トイレ、洗面等 （日周期の生活に最小限必要）
11日目～21日目	100リットル	飲料、水洗トイレ、洗面、風呂、シャワー、炊事等（数日周期の生活に最小限必要）
21日目～	250リットル	ほぼ通常の生活（若干の制約はある）

（財）水道技術研究センターによる

2 活動内容

(1) 給水需要の把握

断水の状況を調査し、また、避難状況を本部から収集し、給水需要を把握する。

(2) 給水源の確保

第3章 地震応急対策計画

県（企業局）と連携して、速やかに給水源を確保する。

また、関係機関や事業所等に協力を要請し、受水槽、井戸、防火水槽、プール等を補給用給水源として確保する。井戸、防火水槽、プール等を浄水して飲料用とする場合は、飲用の適否を検査する。

(3) 給水方法

応急給水所の設定による拠点方式を基本とするが、対象地区や水道の復旧状況等に応じて、給水栓や仮配管等による方式を採用する。

ア 給水所の設置

避難所や公園等に設置する。

イ 広報

給水の場所、時間、方法等を、広報班と連携して、事前に住民等に周知する。

ウ 市民への給水方法

応急給水所（拠点）では、自治会や避難所運営委員会等の協力を得て、被災者が自ら持参する容器に給水する。

エ 応援要請

給水車両、資機材、要員等が不足する場合は、市町村相互応援協定団体、県（企業局）、日本水道協会（栃木県支部）、関係業者等に応援協力を要請する。

オ 要配慮者への配慮

飲料水の運搬が困難な要配慮者や中高層住宅の住民等については、自治会やボランティアに支援を要請する。

第2 食料の供給

実施担当	商工班、学校班、地区班、調査班、職員班、衛生救護班
資料編	(資料)-20、22 災害時における食糧、生活必需品等の確保に関する協定 (資料)-24 災害時における食糧、生活必需品等の輸送協力に関する協定 (資料)-26 災害時における備蓄品の共同利用に関する協定 (資料)-28 栃木県公設卸売市場協議会災害時相互応援に関する協定 等

市（商工班）は、被災者等に速やかな食料供給を行う。また、市（商工班、衛生救護班）は、必要に応じて「災害時の栄養・食生活支援マニュアル」を活用し、適切な食料供給や栄養・食生活支援を行う。

1 初動対応

地震発生当日は原則として、住民等は家庭や事業所内備蓄の食料で対処するよう、広報班を通じて周知する。

2 活動内容

(1) 需要の把握

学校班、地区班、調査班、職員班と連携して、食料の確保が困難な避難者、被災者、災害対策従事者を把握する。

(2) 食料の確保

ア 食品の調達

市の備蓄食料（災害時における備蓄品の協同利用に関する協定分を含む）が不足する場合は、食糧・生活必需品等の確保に関する協定団体等から次のものを調達する。

- (ア) 弁当類、または主食（おにぎり、パン、即席めん等）、主菜（肉・魚の加工品等）、副菜（野菜を多く使用したおかず、果物、野菜ジュース等）をバランスよく揃えた食事
- (イ) 特殊栄養食品（アレルギー児用粉ミルク等のアレルギー対応食品、高齢者用食品、病者用食品等）
- (ウ) 米穀（炊き出しの場合）

イ 避難所等への輸送

調達先団体や業者に、調達した食料を、被災者等に配布する避難所まで搬送するよう要請する。ただし、輸送できない場合や、物資集配拠点（第 10 節の「第 3 輸送拠点の確保」参照）までの搬送となる場合は、情報班を通じて輸送車両等を確保し、避難所まで輸送する。

ウ 被災者等への配布

避難所に供給された食料は、避難所管理職員が受領した後、避難所運営委員会等が被災者等に配布する。

(3) 炊き出し

避難が長期間にわたる場合は、避難者自らがボランティア等の協力を得て行う。この場合、市は米穀等を確保する。

炊き出し用燃料、調理器具、調味料、什器等は、共同調理場やコミュニティセンター等から調達し、食中毒予防のため衛生管理に十分注意し、不足する栄養素量を確保できるよう栄養管理に配慮して計画的に実施する。

(4) 県への要請

協定団体等からの食料調達、炊き出し用の米穀、燃料等の確保が困難な場合は、県に供給を要請する。

なお、災害救助用米穀の供給について、県と連絡がつかない場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号農林水産省総合食料局長通知)」に基づき、農林水産省農産局に緊急引渡しを要請する。

第 3 生活必需品の供給

実施担当	商工班、学校班、地区班、調査班、職員班
資料編	(資料)-20、22 災害時における食糧、生活必需品等の確保に関する協定 (資料)-24 災害時における食糧、生活必需品等の輸送協力に関する協定 (資料)-26 災害時における備蓄品の共同利用に関する協定

市（商工班）は、被災者等に速やかな生活必需品供給を行う。

1 初動対応

地震発生当初は原則として、住民等は家庭や事業所内備蓄の生活用品で対処するよう、広報班を通じて周知する。

第3章 地震応急対策計画

2 活動内容

(1) 需要の把握

学校班、地区班、調査班、職員班と連携して、生活必需品の確保が困難な被災者を把握する。

(2) 生活必需品の確保

ア 生活必需品の調達

市の備蓄品（災害時における備蓄品の協同利用に関する協定分を含む）が不足する場合は、食糧・生活必需品等の確保に関する協定団体等から次のものを調達する。

(ア) 寝 具（毛布等）

(イ) 衣料品（服、下着、靴等）

(ウ) 身の回り品（タオル、ちり紙、軍手、雨具等）

(エ) 炊事用具（鍋、やかん、包丁、缶切等）

(オ) 食 器（皿、コップ、スプーン、ほ乳ビン等）

(カ) 日用品（洗面・洗濯用具、生理用品、紙おむつ、トイレットペーパー、バケツ、ゴミ袋、ポリタンク等）

(キ) 光熱材料（ローソク・マッチ、卓上コンロ・カセットボンベ、懐中電灯・電池等）

(ク) その他（携帯トイレ、ビニールシート等）

この他にも、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど、時宜を得た物資の調達に努める。

イ 避難所等への輸送

第2・2・(2)の「イ 避難所等への輸送」に準ずる。

ウ 被災者への配布

第2・2・(2)の「ウ 被災者等への配布」に準ずる。

(3) 県への要請

協定団体等からの生活必需品の確保が困難な場合は、県に供給を要請する。

第12節 農林業対策

《指 針》

大規模な災害時には、農林業用施設、農作物、畜産物等に甚大な被害が発生し、農林業者の経済的被害のほか、家畜伝染病等による被害が発生するおそれがある。

このため、関係者が協力して農林産物等の被害状況を把握し、応急対策を指導するとともに、農林業の復興を促進する。

実施担当	農林班、上都賀農業振興事務所、県西環境森林事務所、日光森林管理署、土地改良区、水利組合、上都賀農業協同組合、鹿沼市森林組合、栗野森林組合
------	--

市は、農林関係機関と協力して、農林業の円滑な復旧に努める。

1 農業用施設の応急措置

農業協同組合、土地改良区、水利組合、その他関係団体等と協力して、速やかに被害状況を把握して県に報告するとともに、二次災害の防止措置や応急復旧を行う。

2 農作物及びきのこと類に対する応急措置

上都賀農業振興事務所、県西環境森林事務所、農業協同組合等と協力して、被害状況を速やかに把握し、農作物被害の拡大防止、病虫害の発生防止に対する技術指導を行う。

3 家畜・獣畜等の防疫

県（家畜保健衛生所）と協力して、検査、消毒等の指導を行う。

4 林業応急対策

災害により山腹崩壊、林道の流出等の被害が発生するおそれがあるときまたは発生した場合は、県西環境森林事務所、森林管理署、森林組合等の関係機関にその旨を通知する。

第13節 保健衛生、遺体の埋火葬等

《指 針》

災害時には、ライフライン等の機能低下により衛生状態が悪化するほか、避難所となる施設も公衆衛生上良好な環境とはいえず、感染症や食中毒、その他健康障害が発生するおそれがある。このため、防疫や衛生監視、健康診断等の活動を早期に実施することが重要である。

また、犠牲者が多数に上る場合にも、遺族の心情を考慮して、遺体の捜索、収容、埋葬等は迅速に行わなければならない。

第1 保健衛生対策

実施担当	衛生救護班、県西健康福祉センター
------	------------------

1 感染症対策

市は、被災地の感染症対策を実施する。

(1) 防疫組織の設置

市は、県から情報提供や指示、指導を受け、防疫関係の組織を編成する。必要な体制を確保できない場合は、市町村相互応援協定先や県に応援を要請する。

(2) 防疫活動計画の策定等

市は、県の協力を得て、関連情報の収集、防疫活動計画の作成、薬剤や資機材等の調達を円滑に行う。

(3) 防疫活動

市は、県と協力して、次のように活動を行う。

ア 疫学調査、健康診断の実施

緊急度に応じて計画的に健康状況調査を実施し、患者の早期発見に努める。また、調査の結果、必要があるときは健康診断を行う。

また、救護所や医療機関と連携して、被災者にかかる感染症患者等の早期発見に努める。

イ 消毒

井戸水、家屋、便所、ごみ集積所、下水溝、患者運搬器具等を中心に、消毒を行う。

ウ 飲用井戸汚染対策

水道未普及地域の飲用井戸が災害等で汚染され、又は汚染された可能性がある場合は、水質検査や消毒等の飲用に対する指導を行う。

エ 予防対策の周知・指導

避難所、被災地区での感染症の発生予防、まん延防止のため、ちらしによる広報や避難場所等の巡回指導により、手洗いやうがいの励行、食器等の洗浄方法、害虫、ねずみの駆除等について指導を行う。

(4) 感染症発生時の措置

感染症の患者が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合は、迅速かつ適切な対応を実施する。

ア 患者対応（医療機関の確保）

イ 防疫対策（消毒・保健指導等）

ウ 疫学調査の実施

エ 検査の実施

(5) 記録の整備及び状況等の報告

市は、関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況等を県に報告する。

2 食品の安全確保

市は、県と協力して、食品衛生に関する調査、広報等を推進し、食中毒等食品に起因する事故の発生を防止する。

- (1) 避難場所等の巡回指導
- (2) 被災地住民への食品衛生知識の啓発指導（ちらし配布等）
- (3) 臨時給食施設（炊き出し施設等）の巡回指導及び栄養管理

第2 遺体の処置、埋火葬等

実施担当	市民班、鹿沼警察署、上都賀郡市南部地区医師会、(一社)鹿沼歯科医師会、消防団、自治会、自主防災会
資料編	(様式)-26 遺体捜索記録簿、(様式)-27 遺体調書、(様式)-28 遺体識別票・災害遺体送付票、(様式)-28 遺体処理票、(様式)-29 遺骨処理票、(様式)-29 遺留品処理票

1 遺体の捜索

市は、周囲の事情等から既に死亡していると推定される者で行方が分からない場合は、警察署、消防団、自治会、自主防災会等に遺体の捜索を要請する。

遺体の搬送は、原則として遺族が行うが、困難な場合は市や警察等の関係機関が葬儀業者等と協力して行う。

2 遺体の収容、処置

(1) 身元確認等

警察署は、死体取扱規則に基づき遺体の検視を行い、検視後に遺体を遺族に引き渡す。遺体の受取人がない場合や身元不明の場合は、検視調書を添えて市に引き渡す。

また、身元不明遺体については、写真の撮影、指紋の採取、遺品保存等を行うとともに、市及び歯科医師会等と協力して、速やかな身元確認に努める。

(2) 遺体の処置

市は、医師会や日本赤十字社（栃木県支部）等に遺体の検案を要請する。また、葬儀業者等から、遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保管等の処置の要員と資機材を確保する。

(3) 遺体安置所の設置等

遺体が多数の場合、遺体の処置、一時保存、遺族への引き渡し用の遺体安置所（御殿山公園武道館を予定）を開設、運営する。

(4) 漂着遺体等の取扱い

遺体の身元が判明している場合は、その遺族又は被災地の市町村長に引き渡す。遺体の身元が判明しない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により処理する。

ただし、災害救助法が適用された市町村から漂着したものであると推定される場合は、被災地の市町村に引き渡す。なお、遺品の保管、遺体の撮影記録を保存する。

第3章 地震応急対策計画

3 遺体の埋火葬

災害による混乱等で埋葬が困難な場合や遺族がいない場合は、市が埋火葬を行う。

(1) 埋火葬の受付

遺体安置所等で埋火葬許可書を発行する。

(2) 火葬

市の火葬能力を上回る遺体がある場合は、市町村相互応援協定先や県（保健福祉部）に、広域火葬を要請する。

また、遺族による遺体の搬送が困難なときは、葬儀業者等に協力を依頼する。

(3) 身元不明時の措置

身元の判明しない遺骨は、市内の納骨施設等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。

第3 飼養動物等対策

実施担当	衛生救護班、鹿沼警察署、上都賀獣医師会
------	---------------------

市は、動物関係機関と協力して、飼養動物等の保護、指導に努める。

1 避難者の飼養動物対策

飼養動物の避難、保護、飼養は、飼い主が行うことを原則とし、避難所ではペットのための空間を原則として確保するよう努める。ただし、施設に倉庫等がある場合には、避難所にいる避難者の同意のもとに居室以外の部屋に専用空間を設けて飼養させ、市は避難所の開設時に、その旨を広報する。

避難所生活の長期化等により、避難所運営の障害となる飼養動物の問題が生じた場合は、県（県西健康福祉センターを通じて動物愛護指導センター）及び獣医師会等に、動物救護所の開設・運営等の協力を要請する。なお、動物救護所を設置する場合は、市有施設の提供に努める。

2 放浪動物、被災動物対策

市（衛生救護班）は、飼養動物が逃走した場合、飼い主、警察署等に保護を要請する。また、危険動物の場合には、周辺住民等に避難等の注意を呼びかける。

災害により、飼い主が保護動物を管理、救護できない場合は、県（動物愛護指導センター又は県央家畜保健衛生所（※家畜の場合））や獣医師会等に協力を要請する。

災害相談窓口等で飼養動物の捜索依頼を受けた場合は、県（動物愛護指導センター）に報告するとともに、県が有する保護動物等の情報を依頼者に提供する。

第14節 避難行動要支援者対策

《指 針》

高齢者、障害者等は、自力で避難できずに自宅に取り残され、又は避難所生活による精神的・体力的負担から健康を害するおそれがある。

このため、福祉関係者や自治組織等が連携して、要配慮者の避難支援を行うとともに、避難所でのケアや福祉施設等への受入れを円滑に行う。

第1 高齢者、障害者等の支援

実施担当	要配慮者支援班、衛生救護班、地区班、学校班、土木班、鹿沼市社会福祉協議会、民生委員児童委員、自治会、自主防災会
------	---

1 避難対策

市（要配慮者支援班）は、鹿沼市避難行動要支援者支援計画に基づき、民生委員児童委員、医療機関、住民組織（自主防災会、消防団、婦人防火クラブ等）、福祉関係機関、消防、警察等の避難支援等関係者と連携して、高齢者や障害者等の避難を支援する。

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載された者のうち、本人同意された要支援者については、個別プランに基づき、避難支援等関係者等と協力して、避難誘導や安否確認を行う。

ただし、災害が発生、または発生するおそれがあり、要支援者の生命、身体を災害から保護するために特に必要があると市長が認めるときは、本人の同意の有無にかかわらず避難支援等の実施に必要な限度で名簿情報を提供し、避難支援等関係者等と協力して避難誘導や安否確認を行う。

(2) 社会福祉施設の管理者と協力して、一般の避難所での生活が困難な要配慮者のため、市内のデイサービスセンター等に福祉避難所を確保するとともに、社会福祉施設への一時入所を進める。

受け入れ施設の確保、搬送が困難な場合は、福祉関係者や県に協力を要請する。

2 生活支援

市（要配慮者支援班）は、避難所管理者（地区班、学校班等）、市（衛生救護班）、社会福祉協議会、民生委員児童委員、自治会、福祉ボランティア等と協力して、在宅及び避難所の高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者のニーズを調査し、必要な福祉サービスの提供に努める。

- (1) 乳幼児、高齢者等に配慮した食事の提供
- (2) おむつ、介助用具等の貸与、支給
- (3) 手話通訳者、ケースワーカー、保健師、ケアマネージャー等の派遣
- (4) 巡回健康相談、戸別訪問指導等の実施

3 居住支援

市（要配慮者支援班）は、避難所管理者（地区班、学校班等）や仮設住宅管理者（土木班）と連携して、高齢者や障害者等に配慮した居住環境を整備する。

(1) 避難所、仮設住宅等においては、可能な限り高齢者、障害者等の利便性に配慮した構造（段差の解消、車椅子対応等）、設備（洋式トイレ等）を確保する。

第3章 地震応急対策計画

(2) 仮設住宅について、必要に応じて高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する（⇒第17節の「1 応急仮設住宅の供与」参照）。

4 社会福祉施設の被害状況調査の実施、福祉相談窓口の設置

市（要配慮者支援班）及び社会福祉協議会は、県及び福祉関係者と連携・協力して、所管の社会福祉施設の被害状況を把握する。

第2 外国人の支援

実施担当	総務班、広報班、生活班、要配慮者支援班、鹿沼警察署、鹿沼市国際交流協会
------	-------------------------------------

1 外国人への情報提供

市（総務班、広報班）は、国際交流協会等と連携して、必要に応じて英語、中国語、ベトナム語等の外国語や「やさしい日本語」による広報を行う。

また、放送事業者に対して、外国語や「やさしい日本語」による情報提供を要請する。

2 外国人の支援

市（生活班）及び国際交流協会は、警察署と協力して、市内の外国人の被災情報の把握、相談対応を行う。

市（要配慮者支援班）は、避難支援個別プランに基づき、日本語を解さない外国人の避難を支援する。

第 15 節 廃棄物等の処理

《指 針》

大きな地震が発生し、市域で多数の家屋が被災した場合（想定全壊家屋数 20 棟）には、被災家屋の解体・撤去により、市の廃棄物処理能力をはるかに超える大量のがれき（想定震災廃棄物発生量 8,819 トン）が発生する可能性がある。また、ライフラインの停止により、下水道処理区域においてもし尿の収集・処理が必要となる可能性がある。

このため、災害廃棄物等の収集、処理体制を早期に確保するとともに、ごみの分別ルールや、仮置場の確保、管理体制を徹底する必要がある。

第 1 ごみの収集・処理

実施担当	清掃班
資料編	(資料)- 92 栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定 (資料)- 115 災害時における廃棄物等の処理に関する協定

市は、災害により発生した生活ごみ等の収集・処理を円滑に行う。

1 排出量の推定

家屋等の被害状況や避難状況等について、関係部局を通じて情報収集を行い、被災した家財等の粗大ごみ、避難所からの生活ごみ等を考慮したごみの収集・処理見込み量を推定する。

2 排出ルール等

必要に応じて、被災地区に仮集積所を開設し、自治会に分別や排出ルールの徹底、衛生管理等の協力を求める。

3 仮置場の確保

ごみが大量の場合、処理前に一時保管等を行える広さ、搬入・搬出の利便性、周辺環境に配慮した仮置場を確保する。

4 処理体制等

ごみの収集・処理又は処理施設等が被害を受けた際の応急・早期復旧に必要な人員、処理資機材、運搬車両、処理施設の確保に当たり、対応能力が不足する場合には、市町村相互応援協定及び栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定及び災害時における廃棄物等の処理に関する協定に基づく応援を要請する。

第 2 し尿の収集・処理

実施担当	生活班、清掃班、下水道班
資料編	(資料)- 92 栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定

1 下水道区域等の対策

下水道やその他市設置による生活排水処理施設の被災地区（断水の場合含む）では、原則として水洗トイレの使用を禁止し、し尿の推定排出量に応じた対策を講じる。

第3章 地震応急対策計画

(1) 避難者対策

避難所のトイレが使用できない場合、市（生活班）は、避難者数に応じて仮設トイレを確保し、清掃班に収集を要請する。

また、消毒剤等を確保し、避難所管理職員や避難所運営委員会と協力して、仮設トイレの衛生状態を維持する。

$$\text{仮設トイレの必要数} = \frac{(\text{避難者数}) \times (\text{1人1日あたり排泄量})}{(\text{仮設トイレの容量}) \times (\text{し尿収集頻度})}$$

※仮設トイレの容量：約250リットル/基

1人1日あたり排泄量：1.4ℓ（厚生省水道環境部、1993、し尿処理施設構造指針解説）

し尿収集頻度：1回/3日

(2) 家屋居住者対策

簡易トイレ等を使用したし尿は、市（清掃班）が回収することとし、被災地域の状況に応じた排出場所の選定や、収集体制を確保する。また、住民等に排出場所の衛生管理者等必要な協力を求める。

2 下水道未整備区域等の対策

くみ取りトイレについては、在宅者を優先して収集体制を早期に確保する。また、避難等により不在の家屋、倒壊や焼失した家屋についても、防疫に留意して、早期に回収する。

3 処理体制等

し尿の収集・処理又は処理施設等が被害を受けた際の応急・早期復旧に必要な人員、運搬車両、処理施設等の確保にあたり、対応能力が不足する場合には、市町村相互応援協定及び栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定に基づく応援要請を行う。

市（下水道班）は、下水道の被害状況、復旧状況に応じて、仮設トイレ（要請）の設置を検討する。

第3 がれき処理

実施担当	清掃班、土木班、県建設業協会鹿沼支部、鹿沼市造園建設業協会
資料編	(資料)-92 栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定

市は、道路や河川に堆積した障害物、被災家屋の解体がれき等について円滑に処理する。

1 処理量の推定

道路、河川等の障害物、全壊・大規模半壊建物数等の情報を収集し、速やかに全体処理量を把握する。

2 仮置場の確保

がれきの選別や一時保管等を長期間行える広さ、搬入・搬出の利便性、汚水対策等に優れた仮置場を確保する。

土砂については、地元で仮置き又は埋め立て可能な低い土地等の情報提供を求める。また、

地元で土砂が必要な場合は、仮置場の土砂等の持ち出しも可能にする等、有効利用を図る。

3 処理体制等

(1) 撤去

- ア 撤去するがれきは、危険なもの、通行上支障があるもの等を優先し、建設業協会等と協力して、必要な人員、機材等を確保する。
- イ 建築物がれきについては、被災者生活再建支援法による解体・撤去が適用された物件のみ市が行うこととする。

(2) 処理

- ア 推計したがれき量から、必要な運搬・処理体制を検討し、分別、再利用・再資源化に留意し、他の処理同様、適切な方法で処理する体制、資機材を確保する。
- イ アスベスト等の有害物については、汚染物質の発生を防ぎ、適正に処理する。
- ウ 処理が長期に渡る場合は、進行管理計画を策定し、計画的に処理を行う。

(3) 応援要請

- 市のみで最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、県へ広域的な処理体制の確保を要請する。

第16節 文教対策等

《指 針》

学校等は、生徒・児童・園児等の安全を確保するとともに、教育活動・保育活動の早期再開に向けた活動が必要となる。しかし、学校は避難所として利用されるため、教職員等の避難所運営への協力が求められる。

このため、早期に避難所の自主運営体制を確立し、教育の再開を促進することが重要である。

第1 教育対策

実施担当	学校班、校長等
------	---------

1 児童、生徒等の安全確保

校長等は、次の要領で児童、生徒等の安全を確保する。

- (1) 状況に応じて適切な緊急避難の指示を与える。
- (2) 災害の規模や児童・生徒等、教職員、施設設備の被害状況を速やかに把握し、県教育委員会又は市教育委員会に報告する。
- (3) 災害の状況により、当該教育委員会と連絡のうえ、臨時休業、始（終）業時刻の繰り下げ又は繰り上げ、部活動の停止など適切な措置を講じ、児童・生徒等の安全確保に努める。

2 応急教育

市は、次の要領で応急教育体制を確保する。

(1) 教育施設の確保

ア 避難所との共存

- (ア) 学校に避難所が開設された場合、教育機能の早期確保の観点から、避難所利用スペース等の優先順位を協議する。
- (イ) 避難所管理職員、避難所運営委員会と教職員等の避難所の管理・運営に関する役割を協議し、分担を明確にする。

イ 教育施設の確保

- (ア) 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。
- (イ) 校舎の被害は相当に大きいが一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で合併又は二部授業を行う。
- (ウ) 学校施設が使用不可能又は通学が不能の状態にあるが、短期間に復旧できる場合は臨時休校し、家庭学習等の適切な指導を行う。
- (エ) 校舎が全面的な被害を受け復旧に長期間を要する場合は、公民館、体育館その他の公共施設の利用又は他の学校の一部を使用し授業を行う。
- (オ) 施設・設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば仮校舎を設営する。

(2) 教職員の確保

県教育委員会と協力して、通常の教育体制が不可能な場合、次により教職員を確保する。

ア 同一市町村内における災害の状況により、被害を免れた教職員を、適宜被害を受けた学

校に応援させ、教育の正常化に努める。

イ 市内における被災状況がひどく、アによることが困難な場合は、県教育委員会が、郡又は県単位に対策をたて、市と協議して早急に応援体制をとり教職員の確保に努める。

ウ 県立学校については、災害の状況により、県教育委員会が、災害を免れた県立学校の教職員を適宜被災学校に応援させる。

(3) 学用品等の調達・給与

災害救助法に基づき、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒等に対して、栃木県教科書供給所を通じて学用品等を調達し、支給する。

3 私立学校の措置

私立学校は、公立学校の措置(⇒上記1、2)を参考に、県の指導に基づいて対策を講じる。

第2 保育対策

実施担当	学校班（県立高校）
------	-----------

保育園等の施設については、教育対策に準じて保育園児の安全に十分考慮するとともに、保護者との連携を密に実施するものとする。

第3 文化財

実施担当	社会班、文化財の所有者・管理者等
------	------------------

文化財の所有者、管理者又は防火管理者は、災害により文化財が被災する可能性がある場合は、文化財を避難させる等して防護するよう努める。

文化財の所有者、管理者又は防火管理者は、文化財の被害状況を確認して市教育長に通報し、市教育長は県教育委員会を通じて文化庁に報告する。

第17節 住宅支援

《指 針》

住宅が多数被災した場合には、被災住宅の解体・撤去によるがれきの大量発生や応急仮設住宅への大量入居などによる避難生活の長期化が懸念される。

このため、補修可能な住宅の修理を促進しつつ、既存の公営住宅の空き家等を最大限確保することにより、応急仮設住宅の建設量やがれき処理量を抑制し、避難所生活の早期解消を推進する。

実施担当	土木班、県建設業協会鹿沼支部、鹿沼市造園建設業協会
------	---------------------------

応急仮設住宅の建設及び被害住宅の応急修理は、災害救助法により知事が行うが、市長に委任された場合には、災害救助法の実施基準をふまえ、市が次のように行う。

1 応急仮設住宅の供与

住宅が全壊、全焼又は流失し、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、建設場所、建設戸数等について十分に調整したうえで、応急仮設住宅を建設し、供与する。

- (1) 供与期間は、完成の日から、原則として2年以内とする。
- (2) 要配慮者支援班と協力して、要配慮者向けの福祉仮設住宅の供給と運営を検討する。
- (3) 応急仮設住宅の管理は、住民等の協力を求めて行う。

2 実施体制の確保

応急仮設住宅の建設等は、建設業協会等に協力を要請する。また、市で対応できない場合は、県に要員の派遣、資機材等の調達・あっせん等を要請する。

3 対象者の選定

入居者は、民生委員児童委員等の協力を得て、被災者の資力その他条件を十分調査するとともに、要配慮者に配慮して選定する。

4 住居障害物の除去

市は、がけ崩れや浸水等により、居室・炊事場・玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもってしても除去できない者に対して障害物の除去を行う。

5 住宅の応急修理等

住宅が半壊又は半焼し若しくはこれらに準じる程度の損傷を受け、自らの資力では修理できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住居が半壊した者に対し、住宅の居室、炊事場及び便所等、必要最少限度の部分を応急修理する。

6 公共住宅への一時入居

災害救助法が適用されない場合や、応急仮設住宅が不足する場合は、県（県土整備部）等と連携して、公営住宅の空き家への一時入居を促進する。また、民間賃貸住宅への被災者の入居を促進するため、不動産所有者及び関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。

第18節 ボランティアの受入れ

《指 針》

近年、ボランティア活動が活発になり、公平さを基本とする行政では対応しにくい被災者からのニーズに対して、きめ細かな対応が可能な災害ボランティアやNPOの活躍が広がっている。このため、行政とボランティアの役割を明確化し、ボランティアの活動環境を早期に確立し、被災地の早期復旧を推進する。

実施担当	要配慮者支援班、生活班、鹿沼市社会福祉協議会
------	------------------------

1 災害ボランティアセンターの設置

(1) 災害ボランティアセンターの設置

社会福祉協議会を運営主体として、総合福祉センター内にボランティア活動の中心となる鹿沼市災害ボランティアセンターを設置する。

＜災害ボランティアセンターの主な活動内容＞

- ア 被災者からのニーズの把握、市本部からの情報収集
- イ ボランティア活動の決定及びボランティアの割り振り
- ウ ボランティア活動用資機材、物資等の確保
- エ ボランティアの受付・連絡会議の開催
- オ 市本部との連絡調整
- カ ボランティア活動のための地図及び在宅援護者のデータ作成・提供
- キ 市本部へのボランティアの応援要請
- ク その他被災者の生活支援に必要な活動

(2) ボランティア保険の加入促進

ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険について広報するなど、保険への加入を促進するとともに、保険の助成に努める。

(3) ボランティアに協力依頼する活動内容

一般のボランティアに依頼する活動は、主として次のとおりとする。

- ア 災害・安否・生活情報の収集・広報
- イ 炊き出し、その他の災害救助活動
- ウ 高齢者、障害者等の介護、外国人への通訳
- エ 清掃、保健衛生活動
- オ 災害応急対策物資・資材の輸送、配分
- カ 家屋内の土砂、家具の除去等、応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- キ 避難所の運営
- ク その他災害応急対策に関する業務

2 市の支援

市は、災害ボランティアセンターに対し、市有施設や資機材等の提供に努めるとともに、連絡調整を行う職員を派遣する。

あわせて、ホームページ等に設置を公表し住民やボランティアに周知を図る。

第19節 ライフライン等の応急対策

《指 針》

大きな地震の場合には、ガス漏れや漏電等による火災等が発生する可能性があり、二次災害の防止を考慮した応急復旧対策が必要となる。

また、ライフライン施設が大量に被災した場合には、長期間の生活支障が発生し、機能の早期回復や代替サービスの提供等を迅速に行うことが重要となる。

第1 上水道

実施担当	上下水道部
------	-------

1 被害情報の収集、伝達

市は、災害発生後直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関に通報する。

2 応急措置

上水道施設が被害を受けた場合、短期間に応急的に復旧するとともに、給水区域内住民への給水を確保し、二次災害の発生を防止し、通常的生活機能回復維持に努める。

(1) 工事業者への協力依頼

被害の状況により工事業者へ応急復旧の協力を要請する。なお、主要施設について、あらかじめ工事業者を選定し、被災施設の復旧工事の協力依頼をしておく。

(2) 導水、送水、送配水管等の復旧手順

ア 導水、送水、送配水管の復旧

応急復旧作業は、最初に取水井から浄水場までの導水管を復旧し、次に浄水場から配水池までの送水管の復旧作業を行い、配水池確保水量の補給を行う。配水管については、主要配水管から順次復旧し、給水拠点に進めていく。

イ 臨時給水栓の設置

被災しない配水管、復旧された配水管で広域避難場所に近い公設消火栓に臨時給水栓を設置する。なお、臨時給水栓設置の際は、消防本部に通報し、消火活動の障害にならないよう努める。

(3) 仮設配水管の設置

被害状況によって、主要配水管の応急修理が困難な場合には仮配水管を布設する。

(4) 通水作業

応急処理後の通水は、配水池までの送水施設が完全に復旧した後、順次行う。

3 広報

災害の発生に際しては、広報活動によりその場所を住民に知らせる。また、水道施設の被害状況、復旧見込等についても知らせるとともに、利用者の水道に関する不安解消に努める。

4 応援要請

水道施設の復旧のため必要と認めたときは、日本水道協会（栃木県支部）に応援を要請する。

第 2 下水道、その他市設置による生活排水処理施設

実施担当	下水班、農林班
------	---------

1 被害情報の収集、伝達

市は、災害発生に対して、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、処理・排水機能の支障の有無を確認する。

なお、巡視結果等から詳細な点検が必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施し、二次災害のおそれがあるものについては応急復旧を行う。

被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関への連絡、住民への広報に努める。

2 応急措置

市は、二次災害の発生のおそれがある箇所の安全確保を行い、早急に応急復旧を行う。

また、処理場、中継ポンプ場、水管橋、放流ゲート、管きょ等の態様の違いに配慮し、次の事項について復旧計画を策定する。

- (1) 応急復旧の緊急度、工法の検討
- (2) 復旧資材、作業員の確保
- (3) 技術者の確保
- (4) 復旧財源の措置

第 3 電力施設

実施担当	総務班、東京電力パワーグリッド(株)
------	--------------------

東京電力パワーグリッド(株)は、防災業務計画により電力施設を防護し、被災地の電力需要を考慮して電力供給を継続する。

市は、東京電力パワーグリッド(株)と連携して次の対策を行う。

1 災害応急対策の協力

- (1) 電力施設の被害状況等の収集、提供
- (2) 被害状況、復旧状況の住民への広報
- (3) 応急対策のための、市施設や資機材等の提供

2 優先復旧等

- (1) 応急工事にあたっては、原則的に人命に係る箇所、復旧対策の中核となる官公庁（署）、避難所等を優先するなど災害状況、各施設の被害復旧の難易度を勘案して、供給上、復旧効用の最も大きいものから行う。
- (2) 災害の拡大に対する円滑な防災活動のため、消防や警察等から要請があった場合は、送電停止等の危険予防措置を講ずる。

第4 都市ガス施設

実施担当	総務班、北日本ガス㈱
------	------------

北日本ガス㈱は、栃木県都市ガス協会と連携して、防災計画により都市ガス被害を最小限に
くい止め、ガス供給の早期復旧を図る。

市は、北日本ガス㈱と連携して次の対策を行う。

1 災害応急対策の協力

- (1) 都市ガス施設の被害状況等の収集、提供
- (2) 被害状況、復旧状況の住民への広報
- (3) 応急対策のための、市施設や資機材等の提供

2 優先復旧等

- (1) 応急対策上の必要性を勘案して、特に必要があると認める施設や地区については、北日本
ガス㈱に対し、優先的に復旧するよう要請する。
- (2) 危険防止のため必要があると認める場合は、北日本ガス㈱に対し、ガス供給停止等の危険
予防措置を講じるよう要請する。

第5 電気通信施設

実施担当	総務班、NTT各社、KDDI
------	----------------

電気通信事業者（NTT 各社、KDDI）と連携して、防災計画により電気通信施設の被害を最小
限にくい止め、電話の早期復旧や代替サービス等の提供を図る。

市は、電気通信事業者と連携して次の対策を行う。

1 災害応急対策の協力

- (1) 電気通信施設の被害状況等の収集、提供
- (2) 被害状況、復旧状況、代替サービス（災害伝言板等）の住民への広報
- (3) 応急対策のための、市施設や資機材等の提供

2 優先復旧等

応急対策上の必要性を勘案して、特に必要があると認める施設や地区については、各電気通
信事業者に対し、優先的に復旧するよう要請する。

第20節 旅客・帰宅困難者対策

《指 針》

東武日光線やJR日光線が、災害で長時間ストップした場合、新鹿沼駅や鹿沼駅で旅客が滞留する可能性があるほか、特急列車が市内で長時間停車した場合には、東京方面への帰宅困難者が数百人規模で発生する可能性がある。

このため、鉄道事業者と公共交通機関とが連携して、旅客等の安全を確保するとともに、帰宅支援等を行う。

実施担当	総務班、商工班、東武鉄道(株)、東日本旅客鉄道(株)、関東自動車(株)
------	-------------------------------------

1 旅客の安全確保

避難指示等の対象地区が、鉄道や路線バスの運行区間に関わる場合、市は、鉄道事業者、バス事業者等に避難情報を伝達し、旅客の安全確保を求める。

また、鉄道事業者、バス事業者は、道路・鉄道施設の安全を確認し、車両、旅客の安全を確保する。

2 旅客の帰宅支援等

(1) 鉄道事業者、バス事業者は、災害により運行が長時間停止する場合、次の対策を行う。

ア 公共交通機関が相互に協力して、代替輸送手段を確保する。

イ 輸送手段の確保に時間を要する等、市内に一時滞留せざるを得ない場合は、市内の宿泊施設を確保し、旅客を誘導する。また、当該宿泊施設へは復旧や代替輸送に関する情報等を提供する。

ウ 一時滞留場所への受入れが困難な場合は、市に対して帰宅困難者の受入れを要請した上で、市が準備する避難場所への誘導を行う。

(2) 市は、鉄道事業者、バス事業者の支援対策に協力する。

ア 市内の旅館、ホテル等の宿泊施設のあっせん

イ 徒歩帰宅者への水、食料、交通情報等の提供

ウ 帰宅困難者等を避難場所で受入れる場合は、鉄道事業者と協力して避難場所への誘導を行う。

3 避難場所での対応

市は、帰宅困難者を避難場所で受入れる場合は、帰宅可能な状況になるまでの間、食料や水、毛布等の物資等を提供すると同時に、必要に応じて、「第5節第4 避難所の開設、運営」に掲げる避難所の開設、運営に係る対応を行う。

併せて、交通機関の復旧状況や代替輸送に関する情報、交通規制に関する情報の提供に努める。

第21節 災害広報・相談等

《指 針》

災害が切迫する場合等には、住民への警戒や避難を促すための広報を行うが、状況や手段によっては情報が行き渡らないことや、表現方法によっては送り手の意図が理解されず、的確な防災行動に結びつかないことがある。

このため、災害時の広報は、多様な手段をもって、情報を早く・広く提供するとともに、受け手にわかりやすく表現する必要がある。

また、災害からいち早く立ち直るには、被災者向け救援サービスの内容を周知したり、被災者からの問い合わせに対応する等して、被災者の不安や悩みを軽減することが重要である。

第1 災害広報

実施担当	各部、防災関係機関
------	-----------

1 災害広報

(1) 情報収集

市及び防災関係機関は、避難、二次災害の防止、生活支援、救援の募集等に必要な情報を、次の点に留意して収集する。

ア 確かな機関から情報を入手し、広報時にはその機関名を示す。

イ 撮影した写真を収集するとともに、必要に応じて職員を現地に派遣して災害現場写真を撮影する。

(2) 広報内容

住民のニーズに応じた情報を、広報の時期、対象者、緊急度、内容等に応じて、的確な広報媒体、表現方法で提供する。

なお、広報車等で放送する場合は、次の点に留意する。

ア 事態の経過を把握し、地理的にイメージしやすい表現とする。

イ 分かり易い言葉を使う（住民に浸透していない専門用語を使わない。）

ウ 避難指示等の緊急情報は、結論や要点を簡潔にして、はっきりした、緊迫感のある言葉で、繰り返し伝える。

主な広報媒体

種別	媒体	所管する機関
同報系	広報車による巡回放送	市（広報班、消防本部）、警察署
	ラジオ、テレビ放送	放送事業者（⇒第2節・第1・2の「(2) 放送局への要請」参照）
	防災情報メール、エリアメール、防災情報アプリ	市（総務班）
更新系	ホームページ等への掲示	市（広報班）
紙面系	広報紙、チラシの発行	市（広報班）
	公共（施設等）の掲示板	市（各部）、防災関係機関
	新聞記事	報道機関
その他	ヘリコプターによる放送	県

主な広報事項

時期	広報事項	媒体
初動期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 用語の解説、情報の取得先、住民等のとるべき措置 ○ 地震情報（震度・震源、余震の可能性等） ○ 避難情報（避難所開設状況、対象区域とその理由） ○ 被災状況（火災、土砂災害、道路・河川の損壊等） ○ 災害対策の状況（本部の設置、対策の現況と予定等） ○ 道路・交通状況（渋滞、通行規制等） ○ 公共交通機関の運行状況 ○ ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次災害防止措置等） 	同報系 更新系
応急期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急危険度判定の状況（判定ステッカーの意味、実施予定等） ○ 公共交通機関の運行状況 ○ ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等） ○ 医療機関の状況 ○ 感染症対策活動の実施状況 ○ 食料、生活必需品の供給予定 ○ 災害相談窓口の設置状況 ○ その他住民や事業所のとるべき措置 	同報系 更新系 紙面系

2 市の広報

広報班は、各部と連携して、市本部が発信する広報内容を統括する。

(1) 情報の収集整理

ホームページや広報紙の内容について、市各部、防災関係機関に資料提供を依頼するとともに、必要に応じて現地への取材等により情報を収集する。

(2) 報道対応

報道機関への情報提供、質疑等の対応は、共同記者会見方式で行うこととし、広報班は、プレスセンターを設置し、毎日指定する時間に本部長が会見する。

その他、報道機関からの取材等の申し込み、問い合わせ等は、すべて広報班長が一元的に対応するものとする。

(3) ホームページの開設

災害専用のホームページを開設し、被災者向けの情報のほか、市外からの応援者向けの情報をリアルタイムに発信する。

(4) 広報紙等の発行

被災者向けの生活情報等を網羅した広報紙「広報かぬま災害生活情報」や、臨時のチラシを作成し、調査班や自治会等と協力して各世帯に配布する。

(5) 避難者等への情報提供

ア 地区班及び学校班と協力して、インターネットやファックス等も活用して、避難所生活

第3章 地震応急対策計画

者に災害情報を提供する。

イ 要配慮者支援班と協力して、障害者、高齢者等への情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、障害等の程度に応じた方法を配慮して、必要な情報を提供する。

ウ 国際交流協会と協力して、外国人への情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図るとともに、主な広報資料の外国語訳や「やさしい日本語」での作成を行い、情報を提供する。

第2 災害相談

実施担当	各部、各防災関係機関
------	------------

1 市の対応

市（生活班）は、災害に関する問い合わせや住民への相談に対応するため、本庁舎及び必要に応じてコミュニティセンター等に災害相談窓口を設置する。

各部は、担当窓口職員を配置して被災者等に対応するとともに、災害相談窓口から要請があった場合は、職員を災害相談窓口へ派遣する。

<主な窓口項目>

- (1) 生活再建支援金に関する事【財務班】
- (2) 弔慰金、見舞金等に関する事【要配慮者支援班】
- (3) 被害家屋認定調査結果、り災証明、納税に関する事【調査班】
- (4) 避難所に関する事【学校班、地区班】
- (5) 安否情報、行方不明者、遺体に関する事【市民班】
- (6) 外国人に関する事【生活班】
- (7) 医療救護、保健衛生に関する事【衛生救護班】
- (8) 福祉に関する事【要配慮者支援班】
- (9) 食料、生活必需品に関する事【商工班】
- (10) ごみ、し尿に関する事【清掃班】
- (11) 下水道に関する事【下水班】
- (12) 住宅、土砂災害に関する事【土木班】
- (13) 道路、河川に関する事【土木班】
- (14) 応急教育に関する事【学校班】
- (15) 給水、水道に関する事【上下水道部】
- (16) 中小企業、農林業者の支援に関する事【商工班、農林班】

なお、住民からの意見、要望等についても、可能な限り聴取し応急対策に反映させるものとし、自治会、地区班、調査班の現地調査等と連携して情報収集に努める。

2 防災関係機関の対応

各機関は、必要に応じて、所管事項にかかる災害相談窓口を設置する。

第 22 節 義援金等の募集・受入れ

《指 針》

災害時には、報道等を受けて全国から多数、多品目の救援物資が届けられるが、被災者が必要とする物資が送られてくるとは限らない。また、必要な物資を被災者に配布するには、大量の仕分けと配分が必要となる。

このため、市は関係者と協力して、希望する救援物資の品目や送付の注意点等を広報するとともに、物資集積拠点を開設して、物資の受入れ、仕分け、保管等を円滑に行う。

第 1 義援金の募集及び受け

実施担当	会計班、広報班、日本赤十字社栃木県支部
資料編	(様式)-30 義援金領収書

1 義援金の募集

市は、必要とする場合、義援金受付窓口を設置し、義援金の募集を行う。募集にあたっては、広報班を通じてホームページや報道機関等を活用して広報する。

2 義援金の受入・保管

市は、受領した義援金を記録して保管するとともに、寄託者に義援金領収書（様式）-30 を発行する。また、被災者に配分するまでの間、指定金融機関等に専用口座をつくり保管する。

3 配分

市は、鹿沼市の被災者あてに寄託された義援金を被災者に公平かつ適正に配分することを目的として、鹿沼市義援金配分委員会を設置する。委員は、市関係部局、福祉関係団体等により組織する。なお、県の配分委員会で決定された場合は、その方法に従うものとする。

(1) 配分方法の決定

義援金配分委員会は、各受付機関で受け付けた義援金の被災者に対する配分方法（対象、基準、時期並びにその他必要な事項）について、協議のうえ決定する。

(2) 配分の実施

市は、配分委員会において決定された義援金の配分方法により、被災者に対し迅速かつ適正に配分する。配分の内容は、報道機関、市ホームページ、広報紙等を通じて公表する

第 2 救援物資の募集・受入れ

実施担当	社会班
------	-----

市は、次の要領で救援物資の募集、受け入れを行う。

1 救援物資の募集

(1) 物資が不足する場合には、救援物資を募集し、広報班を通じてホームページや報道機関等を活用して広報する。

(2) 受け入れは、原則として企業、団体からとし、個人は受け付けない。

第3章 地震応急対策計画

- (3) 募集にあたっては、受付窓口、必要とする物資の種類、量、送付方法等を明らかにする。
- (4) 物資が充足した時点で、募集を打ち切り、その旨を広報する。

2 救援物資の受入れ、搬送

救援物資は、物資集配拠点（鹿沼総合体育館、⇒第10節の「第3 輸送拠点の確保」参照）に受け入れて、ボランティア等の協力を得て仕分け、管理を行い、運送業者により避難所等へ搬送する。

被災者等への配布要領は、生活必需品の供給（⇒第11節の第3）に準ずる。

第 23 節 南海トラフ地震に関する情報発表時の対応

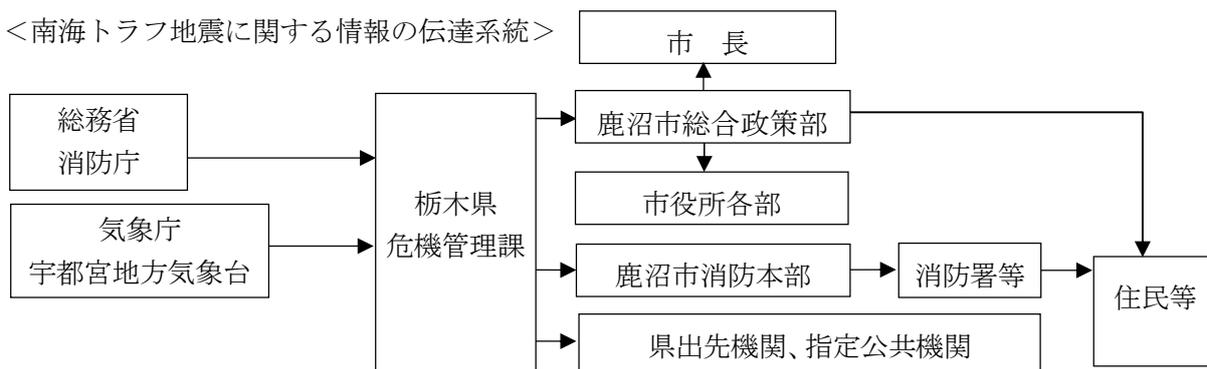
《指 針》

中央防災会議防災対策実行会議「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告（平成 29 年 9 月 26 日）を受け、気象庁は平成 29 年 11 月 1 日から「東海地震関連情報」の発表に変わるものとして「南海トラフ地震に関する情報」を発表することとした。

鹿沼市では、東南海地方等での警戒活動が円滑に行われるように日常行動を配慮するとともに、地震発生時には被災地へ迅速に応援できるように備えることが重要である。

実施担当	各部、防災関係機関、住民
------	--------------

<南海トラフ地震に関する情報の伝達系統>



1 南海トラフ地震に関連する情報発表時の対応

(1) 市（総合政策部）の対応

ア 住民への沈着冷静な対応の呼びかけ

(ア) デマ、流言等に惑わされない正しい情報の取得と対応

(イ) 東海地方、近畿地方南部、四国地方、九州地方東部にかけて、特に太平洋沿岸部への旅行、電話等の自粛

(ウ) 地震発生への備え

イ 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）に関する情報の取得

ウ 災害への応援体制、実施方法の検討

(2) 住民の対応

ア 正しい情報の取得

イ 東海地方、近畿地方南部、四国地方、九州地方東部への旅行、電話等の自粛

ウ 地震発生への備え

2 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）発表時の対応

市（各部）及び防災関係機関は、南海トラフ地震の発生に備えた対応を準備する。

(1) 南海トラフ地震が発生した場合に備えた、テレビ、ラジオ等による南海トラフ地震関連情報の取得

(2) 南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域への応援に必要な資機材・車両・燃料等の数量及び保管場所の確認並びに資機材の機能点検及び整備

(3) 地震発生時に迅速に職員が出動できる体制の確立

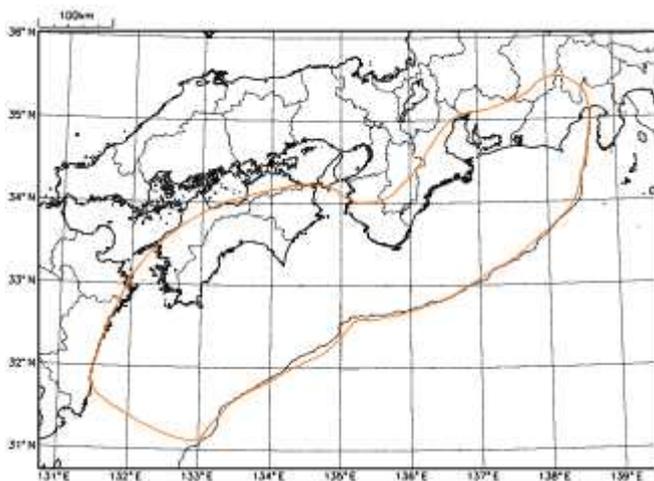
南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件

情報名	情発表条件
南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ沿いで異常な現象（※1）が計測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 ・南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合
南海トラフ地震に関連する情報（定時）	<ul style="list-style-type: none"> ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において調査結果を発表する場合

※1：南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合など、気象庁が調査を開始する対象となる現象で、具体的には次のとおり。

【気象庁が調査を開始する対象となる現象】

- ・想定震源域（※2）内でマグニチュード7.0以上の地震が発生
- ・想定震源域（※2）内でマグニチュード6.0以上の（或いは震度5弱以上を観測した）地震が発生し、ひずみ計で当該地域に対応するステップ状の変化以外の特異な変化を観測
- ・1か所以上のひずみ計で有意な変化を観測し、同時に他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化を観測している等、ひずみ計で南海トラフ沿いの大規模地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測
- ・その他、想定震源域（※2）内のプレート境界の固着状況の変化を示す可能性のある現象が観測された等、南海トラフ沿いの大規模地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測



※2：南海トラフ地震の想定震源域（中央防災会議 2013）

